

平成13年3月2日
長崎県公安委員会規則第2号
最終改正 令和6年1月23日

長崎県道路交通法施行細則

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 交通規制等（第3条―第13条）
- 第3章 遠隔操作による通行の届出等（第13条の2―第13条の4）
- 第4章 運転者の遵守事項等（第14条―第17条）
- 第5章 安全運転管理者等（第18条―第26条）
- 第6章 特定自動運行の許可等（第26条の2―第26条の7）
- 第7章 道路の使用等（第27条―第29条）
- 第8章 緊急自動車等の指定（第30条―第34条）
- 第9章 運転免許（第35条―第47条）
- 第10章 講習の手続等（第48条―第60条）
- 第11章 雑則（第61条・第62条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「令」という。）及び道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「施行規則」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

（公安委員会にする申請等の経由先）

第2条 法、令又は施行規則の規定により長崎県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に対して申請又は届出をする者は、特別の定めがある場合を除き、当該申請又は届出に係る書類をその者の住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出しなければならない。

第2章 交通規制等

（交通規制の効力等）

第3条 法第4条第1項前段に規定する公安委員会の交通規制は、信号機にあってはその作動を開始したときに、道路標識又は道路標示（以下「道路標識等」という。）にあってはこれを設置したときに、その効力を発生するものとする。

2 前項の交通規制の効力は、信号機にあってはその作動を停止し、又は撤去したときに、道路標識等にあってはこれを撤去したときに、消滅するものとする。

3 道路工事その他やむを得ない理由のため、一時的に交通規制の効力を停止する場合は、道路標識等を撤去し、又は被覆して行うものとする。

（交通規制の対象から除外する車両）

第4条 法第4条第2項の規定により、交通規制の対象から除外する車両は、警衛列自動車及び警護列自動車とする。

(車両通行止め、歩行者用道路等の交通規制の対象から除外する車両)

第5条 法第4条第2項の規定により、車両通行止め及び歩行者用道路並びにこれらに関連した指定方向外進行禁止の交通規制から除外する車両は、次のとおりとする。

- (1) 災害救助、人命救助、水防活動又は消火活動のため使用中の車両
- (2) 犯罪の予防、鎮圧若しくは捜査、警備活動、交通の取締り、交通事故の捜査、交通規制又は交通整理のため使用中の車両
- (3) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）に基づく選挙運動用自動車又は政治活動用自動車で、街頭演説又は街頭政談演説に使用中のもの
- (4) 令第14条の2に規定する道路維持作業用自動車で、道路の維持、修繕等に使用中のもの
- (5) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に規定する災害応急対策に使用中の車両
- (6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく廃棄物の収集のため又は浄化槽法（昭和58年法律第43号）に基づく浄化槽の保守点検若しくは清掃のため使用中の車両
- (7) 次に掲げる車両で、公安委員会が交付した通行禁止除外指定車の標章（以下この条において単に「標章」という。）を掲出しているもの
 - ア 専ら郵便法(昭和22年法律第165号)に規定する通常郵便物の集配又は電報配達のため使用中の車両
 - イ 電信、電話、電気、ガス、水道等の保守管理作業に使用中の車両
 - ウ 道路の維持管理又は道路の附属物、信号機若しくは道路標識等の設置若しくは維持管理のため使用中の車両
 - エ 法に基づき車両移動保管関係事務の委託を受けた法人が行う違法駐車車両の移動に使用中の車両
 - オ 裁判官が発する令状の執行のため使用中の車両
 - カ 報道機関が緊急取材のため使用中の車両
 - キ 急病人等に対する医師又はこれに準ずる者の緊急往診又は緊急手当のため使用中の車両
 - ク 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に基づく感染症患者の収容又は感染症の予防活動のため使用中の車両
 - ケ 食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく臨検検査のため使用中の車両
 - コ 環境基本法（平成5年法律第91号）に基づく公害等の調査のため使用中の車両
 - サ 法に基づく放置車両確認機関が行う確認事務に使用中の車両
 - シ 狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）に基づく犬の捕獲に使用中の車両
 - ス その他公安委員会が車両を通行させることが必要であると認めた業務に使用中の車両
- 2 標章の交付を受けようとする者は、別記様式第1号の通行禁止除外車両指定申請書により、除外の指定を受けようとする区域又は道路の区間を管轄する警察署長を経由して公安委員会に申請しなければならない。
- 3 標章の様式は、別記様式第2号のとおりとする。
- 4 第2項の申請書には、次に掲げる書面又はその写しを添付しなければならない。

- (1) 当該車両に係る自動車検査証記録事項が記載された書面又は自動車検査証
 - (2) 当該車両が第1項第7号に掲げる車両のいずれかに該当することを疎明する書面
 - (3) 当該車両が除外の指定を受けようとする区域又は道路の区間を明示する地図等
- 5 標章は、当該車両の前面の見やすい箇所に掲出しなければならない。ただし、当該車両の構造上、前面の見やすい箇所に掲出することができないときは、標章を携帯しなければならない。
- 6 標章の交付を受けた者は、次に掲げる事項を守らなければならない。
- (1) 現場において警察官の指示があった場合は、これに従うこと。
 - (2) 標章に記載された事項を遵守し、交付を受けた理由以外に使用しないこと。
 - (3) 標章を他人に譲渡し、又は貸与しないこと。
- 7 公安委員会は、標章の交付を受けた者が前項各号のいずれかに違反したときは、当該標章の返納を命ずることができる。
- 8 標章の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、速やかに当該標章（第3号の場合にあっては、亡失した標章）を公安委員会に返納しなければならない。
- (1) 標章の有効期限が経過したとき。
 - (2) 標章の交付を受けた理由がなくなったとき。
 - (3) 標章の再交付を受けた後において亡失した標章を発見し、又は回復したとき。
 - (4) 公安委員会から標章の返納を命ぜられたとき。

（通行を禁止されている道路の通行の許可）

第6条 法第8条第2項の規定により、警察署長（以下「署長」という。）が行う通行の許可のうち、令第6条第3号の公安委員会の定めるやむを得ない事情とは、次に掲げるとおりとする。

- (1) 日常生活上又は貨物の集配等業務上の必要により、当該道路を通行することがやむを得ないと認められること。
 - (2) 冠婚葬祭等社会慣習上当該道路を通行することがやむを得ないと認められること。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、特にやむを得ないと認められること。
- 2 署長は、歩行者用道路における通行の許可をしたときは、施行規則第5条第2項に規定する通行禁止道路通行許可証のほか別記様式第3号の標章を交付するものとする。ただし、標章を掲出することができない構造の車両に係る標章の交付については、この限りでない。
- 3 前項の規定により標章の交付を受けた者は、当該道路を通行中、当該車両の前面の見やすい箇所にその標章を掲出しなければならない。

（最高速度の規制の対象から除外する車両）

第7条 法第4条第2項の規定により、最高速度の規制（令第11条に規定する最高速度以下の指定が行われている場合に限る。）の対象から除外する車両は、専ら交通の取締りに従事する自動車とする。

（駐車禁止の対象から除外する車両）

第8条 法第4条第2項の規定により、法第45条第1項に規定する駐車禁止の規制から除く車両は、道路標識により表示するもののほか、次のとおりとする。

- (1) 第5条第1項第1号から第6号までに掲げる車両
- (2) 令第13条に規定する自動車で、緊急用務に使用中のもの
- (3) 警察活動に伴い停止を求められている車両
- (4) 次に掲げる車両で、公安委員会が交付した駐車禁止除外指定車の標章を掲出しているもの
 - ア 専ら郵便法に規定する通常郵便物の集配又は電報配達に使用中の車両
 - イ 電信、電話、電気、ガス、水道等の保守管理作業に使用中の車両
 - ウ 道路の維持管理又は道路の附属物、信号機若しくは道路標識等の設置若しくは維持管理のため使用中の車両
 - エ 法に基づき車両移動保管関係事務の委託を受けた法人が行う違法駐車車両の移動に使用中の車両
 - オ 裁判官が発する令状の執行のため使用中の車両
 - カ 報道機関が緊急取材のため使用中の車両
 - キ 急病人等に対する医師又はこれに準ずる者の緊急往診又は緊急手当のため使用中の車両
 - ク 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく感染症患者の収容又は感染症の予防活動のため使用中の車両
 - ケ 食品衛生法に基づく臨検検査のため使用中の車両
 - コ 環境基本法に基づく公害等の調査のため使用中の車両
 - サ 法に基づく放置車両確認機関が行う確認事務に使用中の車両
 - シ 狂犬病予防法に基づく犬の捕獲に使用中の車両
 - ス 長崎県交通安全活動推進センターの調査員が行う調査業務に使用中の車両
 - セ 患者輸送車・車いす移動車
 - ソ その他公安委員会が車両を駐車させることが必要であると認めた用務に使用中の車両
- (5) 次に掲げる者が現に使用中の車両で、駐車禁止除外指定車の標章（他の都道府県公安委員会の交付に係るものを含む。）を掲出しているもの（オにあっては、昼間（日の出から日没までの時間をいう。）に限る。）
 - ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に基づく身体障害者手帳の交付を受けている者で、別表第1の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める障害の級別に該当する障害を有し、歩行が困難であると認められるもの
 - イ 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）に基づく戦傷病者手帳の交付を受けている者で、別表第1の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表の2に定める重度障害の程度に該当する障害を有し、歩行が困難であると認められるもの
 - ウ 「療育手帳制度について」（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に基づく療育手帳の交付を受けている者のうち、「療育手帳制度の実施について」（昭和48年9月27日児発第725号）第三・一（一）に定める重度の障害を有するもの
 - エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に基づく

精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のうち、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に定める1級の障害を有するもの

オ その保護する児童等が色素性乾皮症にかかっていることにより、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく医療受給者証又は「小児慢性特定疾患児手帳交付事業の実施について」（平成6年12月1日児発第1033号）に基づく小児慢性特定疾患児手帳の交付を受けている者

カ アに規定する者のほか、公安委員会が歩行困難と認める者

2 前項第4号又は第5号に規定する標章の交付を受けようとする者は、同項第4号の標章にあつては別記様式第4号の除外車両指定申請書、同項第5号の標章にあつては別記様式第5号の除外車両指定申請書により除外の指定を受けようとする区域又は道路の区間を管轄する署長を経由して公安委員会に申請しなければならない。

3 前項の申請書には、当該申請により交付を受けようとする標章の種別に応じてそれぞれ次に掲げる書面又はその写しを添付しなければならない。

(1) 第1項第4号に掲げる車両に係る標章

ア 当該車両に係る自動車検査証記録事項が記載された書面又は自動車検査証

イ 当該車両が第1項第4号に掲げる車両のいずれかに該当することを疎明する書面

ウ 当該車両が除外の指定を受けようとする区域又は道路の区間を明示する地図等

(2) 第1項第5号に掲げる車両に係る標章

ア 標章の交付を受けようとする者が第1項第5号に掲げる者のいずれかに該当することを疎明する書面

イ 標章の交付を受けようとする者のために使用する車両があるときは、当該車両に係る自動車検査証記録事項が記載された書面又は自動車検査証

4 公安委員会は、第2項の規定による申請があつた場合において、当該申請に係る車両（第1項第5号に規定する標章を受けようとする者にあつては、当該標章の交付を受けようとする者）が第1項第4号又は第5号のいずれかに該当すると認めるときは、その有効期限を定めて標章を交付しなければならない。

5 第1項第4号又は第5号に掲げる車両に係る標章（以下この条において単に「標章」という。）は、当該車両の前面の見やすい箇所に掲出しなければならない。

6 標章の交付を受けた者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 現場において警察官の指示があつた場合は、これに従うこと。

(2) 標章に記載された事項を遵守し、交付を受けた理由以外に使用しないこと。

(3) 標章を他人に譲渡し、又は貸与しないこと（当該交付を受けた者が、他人の介助を受けて車両に乗降するため必要な限度において貸与する場合を除く。）。

7 公安委員会は、標章の交付を受けた者が前項各号のいずれかに違反したときは、当該標章の返納を命ずることができる。

8 標章の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、速やかに当該標章（第3号の場合にあつては、亡失した標章）を公安委員会に返納しなければならない。

(1) 標章の有効期限が経過したとき。

- (2) 標章の交付を受けた理由がなくなったとき。
- (3) 標章の再交付を受けた後において亡失した標章を発見し、又は回復したとき。
- (4) 公安委員会から標章の返納を命ぜられたとき。

9 第1項第4号に規定する標章の様式にあつては別記様式第7号、同項第5号に規定する標章の様式にあつては別記様式第8号のとおりとする。

(高齢運転者等標章の申請等)

第8条の2 法第45条の2第1項の規定による公安委員会に対する普通自動車の届出又は同条第2項、同条第3項、同条第4項若しくは施行規則第6条の3の3の規定による公安委員会に対する高齢運転者等標章の申請、再交付の申請、返納若しくは記載事項の変更の届出は、署長を経由して行わなければならない。

(署長の駐車許可)

第9条 法第45条第1項の規定による署長の駐車許可は、車両に係る駐車が、次の各号のいずれにも該当する場合に行うものとする。

(1) 申請日時が、次のいずれにも該当するものであること。

- ア 駐車（許可に条件を付す場合にあつては、当該条件に従った駐車。次号イにおいて同じ。）により交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害する時間帯でないこと。
- イ 駐車に係る用務の目的を達成するために必要な時間を超えて駐車するものでないこと。

(2) 申請場所が、次のいずれにも該当するものであること。

- ア 駐車禁止の規制のみが実施されている場所（無余地となる場所及び放置駐車となる場所にあつては、法第45条第1項各号に掲げる場所を除く。）であること。
- イ 駐車により交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害する場所でないこと。

(3) 駐車に係る用務が、次のいずれにも該当するものであること。

- ア 公共交通機関等の当該車両以外の交通手段によつたのでは、その目的を達成することが著しく困難と認められる用務であること。
- イ 5分を超えない時間内の貨物の積卸しその他駐車違反とならない方法によることがおよそ不可能と認められる用務であること。
- ウ 法第77条第1項各号に規定する行為を伴う用務でないこと。

(4) 駐車可能な場所について、次に掲げる範囲内に路外駐車場、路上駐車場及び駐車が禁止されていない道路の部分のいずれも存在せず、又はこれらの利用がおよそ不可能と認められること。

- ア 重量又は長大な貨物の積卸しで用務先の直近に駐車する必要がある車両にあつては、当該用務先の直近
- イ 負傷等により歩行に支障がある者が使用する車両にあつては、当該用務先からおおむね100メートル以内
- ウ その他の車両については、当該用務先が平坦地の場合は、当該用務先からおおむね300メートル以内（傾斜地の場合は、当該用務先からおおむね200メートル以内）

2 前項に規定する駐車許可を受けようとする者は、駐車しようとする場所を管轄する署長に対し、申請場所が1か所の場合については別記様式第9号の駐車許可申請書を、申請場所が2か所以上の場合については当該別記様式第9号に別記様式第9号の2を添付

の上、提出して申請しなければならない。

3 前項の申請書による申請の場合には、次に掲げる書面又はその写しを添付しなければならない。

- (1) 当該申請に係る車両の自動車検査証記録事項が記載された書面又は自動車検査証
- (2) 当該申請に係る場所及びその周辺の見取図（建物又は施設の名称等が判別できるもので、当該申請に係る場所に印を付したもの）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、署長が必要と認める書面

4 前2項の規定にかかわらず、1回限りの駐車については、申請場所を管轄する警察署、交番、駐在所（以下「警察署等」という。）において、口頭による申請を行うことができる。ただし、次の各号のいずれかに該当し、かつ、緊急に当該措置を講ずる必要があるときは、申請場所を管轄する警察署等に来所することを要しない。

- (1) 医師若しくは歯科医師が行う診療又は看護師が行う診療の補助
- (2) 薬剤師による調剤、医薬品の供給その他薬事衛生に関するもの
- (3) 助産師による助産

5 第1項に規定する許可をする場合において、必要があると認めるときは、署長は、当該許可に道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要な条件を付すことができる。

6 署長は、第2項の駐車許可申請書の提出を受けて当該申請を許可したときは別記様式第10号の駐車許可証を、第4項本文の口頭による申請を受けて当該申請を許可したときは別記様式第11号の駐車許可証を交付し、第4項ただし書の規定による口頭申請を受けて当該申請を許可したときは、許可警察署、許可番号、登録（車両）番号、駐車日時及び駐車場所を申請者に通知するものとする。

7 前項の駐車許可証は、当該許可に係る車両を当該許可を受けた場所に駐車させている間、当該車両の外部から容易に視認できる場所に掲出しなければならない。ただし、駐車許可証の交付を受けずに駐車許可の通知を受けているときは、当該通知の内容及び緊急時の連絡先電話番号を記載した書面を車両の外部から容易に視認できる場所に掲出しなければならない。

（署長に委任する交通規制）

第10条 法第5条第1項の規定により公安委員会が署長に委任する交通規制は、令第3条の2第1項各号に掲げる道路標識等によるものとする。

（警察官等の信号に用いる灯火）

第11条 令第5条第1項に規定する警察官等の灯火による信号に使用する灯火の色及び光度は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 色 赤色又は淡黄色
 - (2) 光度 夜間50メートルの距離から確認できるもの
- （信号機の設置又は管理の委任）

第12条 法第5条第2項の規定による信号機の設置又は管理の委任は、信号機を設置し、又は管理しようとする者の申請に基づき行うものとする。

2 信号機の設置又は管理について委任を受けようとする者は、別記様式第12号の申請書を公安委員会に提出しなければならない。

3 公安委員会は、前項の委任をしたときは、別記様式第13号の委任書を交付するものとする。

(委任の解除等)

第13条 前条の規定による委任について次の各号のいずれかに該当するときは、その委任を解除するものとする。

(1) 設置及び管理を必要としなくなったと認められるとき。

(2) 管理が十分に行われていないと認められるとき。

(3) 受任者から委任解除の申請があったとき。

2 前項第3号の規定による委任解除申請は、別記様式第14号の委任解除申請書により行うものとする。

3 第1項の規定により委任を解除したときは、受任者に対し、別記様式第15号の委任解除通知書を交付するものとする。

第3章 遠隔操作による通行の届出等

(遠隔操作による通行の届出)

第13条の2 法第15条の3第1項の規定による届出は、遠隔操作により通行させる場所を管轄する署長を経由して公安委員会に行うものとする。

2 前項の通行させる場所が二以上の署長の管轄にわたるときは、いずれかの署長を経由することで足りる。

(報告又は資料の提出要求)

第13条の3 法第15条の5第1項の規定による遠隔操作型小型車の使用者に対する報告又は資料の提出の要求は、別記様式第15号の2の報告・資料提出要求書により行うものとする。

(指示)

第13条の4 法第15条の6の規定による遠隔操作型小型車の使用者に対する指示は、別記様式第15号の3の指示書を交付して行うものとする。

第4章 運転者の遵守事項等

(運転者の遵守事項)

第14条 法第71条第6号の規定により車両又は路面電車（以下「車両等」という。）の運転者が遵守しなければならないものとして定める事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 積雪及び凍結している道路において自動車又は原動機付自転車を運転するときは、タイヤチェーン、スノータイヤ等を取り付けて滑り止めの措置を講ずること。

(2) げた、スリッパその他運転操作に支障を及ぼすおそれのある履物を履いて車両（軽車両を除く。）を運転しないこと。

(3) 後退する場合において、当該車両に車掌、助手その他の乗務員がいるときは、これらの者に誘導させる等後方の安全を確認すること。

(4) またがり式座席のある大型自動二輪車、普通自動二輪車若しくは原動機付自転車にまたがらないで乗車し、又は大型自動二輪車若しくは普通自動二輪車に前向きにまたがらない者を乗車させて運転しないこと。

(5) 傘を差し、物を担ぎ、物を持つ等視野を妨げ、又は安定を失う方法で大型自動二輪車、普通自動二輪車、原動機付自転車又は自転車を運転しないこと。

- (6) 自転車を運転するときは、携帯電話用装置を手で保持して通話のために使用し、又は画像表示用装置を手で保持してこれに表示された画像を注視しないこと。
- (7) 大音量でカーラジオ等を聞き、イヤホン等を使用して音楽を聞く等安全な運転に必要な交通に関する音又は声が聞こえないような状態で車両等を運転しないこと。ただし、難聴者が補聴器を使用する場合又は公共目的を遂行する者が当該目的のための指令を受信する場合にイヤホン等を使用するときは、この限りでない。
- (8) 有効な警音器を備えていない自転車を運転しないこと。
- (9) 令第13条第1項各号に掲げる自動車以外の自動車を運転するときは、緊急自動車の警光灯と紛らわしい灯火を点灯し、又はサイレン音若しくはこれと類する音を発しないこと。
- (10) 普通自動二輪車（原動機の大きさが、総排気量については0.125リットル以下、定格出力については1.00キロワット以下のものに限る。）又は原動機付自転車（法第77条第1項の規定による許可を受けて行う搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験において使用されるものを除く。）（以下この号において「原動機付自転車等」という。）を運転するときは、市町村（特別区を含む。）の条例で定めるところにより、当該原動機付自転車等に取り付けることとされている標識及び当該標識に記載された番号を当該原動機付自転車等の後面に見やすいように表示すること。
- (11) 他の車両若しくは他の車両の運転者の身体等につかまったまま運転し、又は自己の運転する車両若しくは自己の身体等に他の車両の運転者をつかまらせたまま車両を運転しないこと。
- (12) 路外から舗装された道路に入る場合は、車両に付着した泥土を道路に落とさないよう確認をし、かつ、必要な措置を講ずること。
- (13) 自動車を運転する場合において、法第71条の5第3項に規定する普通自動車対応免許を受けた者で法第91条の規定により当該普通自動車対応免許に法第71条の6第1項及び第2項に規定する標識を付けるべきこととする条件を付されているものが補聴器を用いずに表示自動車（当該標識を付けた準中型自動車及び普通自動車をいう。以下この号において同じ。）を運転しているときは、危険防止のためやむを得ない場合を除き、進行している当該表示自動車の側方に幅寄せをし、又は当該自動車が進路を変更した場合にその変更した後の進路と同一の進路を後方から進行してくる表示自動車が当該自動車との間に法第26条に規定する必要な距離を保つことができないこととなるときは進路を変更しないこと。

（軽車両の灯火）

第15条 令第18条第1項第5号の規定により軽車両（牛馬を除く。以下この条において同じ。）がつけなければならない灯火は、次に掲げるものとする。ただし、反射器材を備え付けている場合は、第2号に掲げる灯火を付けることを要しないものとする。

- (1) 白色又は淡黄色で、夜間、前方10メートルの距離にある交通上の障害物を確認することができる光度を有する前照灯
- (2) 赤色又は橙色で、夜間、後方100メートルの距離から点灯を確認することができる光度を有する尾灯

2 前項ただし書の反射器材は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) 軽車両（自転車を除く。）に備え付けられた場合（その幅が50センチメートル以上の軽車両にあつては2個）において、夜間、後方100メートルの距離から道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号。以下「保安基準」という。）第32条第2項の基準に適合する前照灯で照射したときにその反射光を照射位置から容易に確認できるものであること。

(2) 反射光の色は、橙色又は赤色であること。

（軽車両の乗車又は積載の制限）

第16条 法第57条第2項の規定により軽車両の運転者は、次に掲げる乗車人員又は積載物の重量、大きさ若しくは積載の方法の制限を超えて乗車させ、又は積載をして運転してはならない。

(1) 乗車人員の制限は、次のとおりとする。

ア 自転車には運転者以外の者を乗車させないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(ア) 16歳以上の運転者が小学校就学の始期に達するまでの子1人を幼児用座席に乗車させている場合

(イ) 16歳以上の運転者が幼児2人同乗用自転車（運転者のための乗車装置及び2人分の幼児用座席を設けるために必要な特別の構造又は装置を有する自転車をいう。）の幼児用座席に小学校就学の始期に達するまでの子2人を乗車させている場合

(ウ) 16歳以上の運転者が小学校就学の始期に達するまでの子1人を帯等で確実に背負っている場合（(イ)に該当する場合を除く。）

(エ) 道路法（昭和27年法律第180号）第48条の14第2項に規定する自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路において、その乗車装置に応じた人員を乗車させている場合

(オ) タンデム自転車（2人乗り用としての構造を有し、かつ、ペダルが縦列に設けられた自転車をいう。）に運転者以外の者1人を乗車させる場合

(カ) 他人の需要に応じ、有償で自転車を使用して旅客を運送する事業の業務に関し、当該業務に従事する者が1人又は2人の者をその乗車装置に応じて乗車させている場合

イ 自転車以外の軽車両には、その乗車装置に応じた人員を超える人員を乗車させないこと。

(2) 積載物の重量制限は、次のとおりとする。

ア 積載装置を備える二輪の自転車については30キログラム（重荷を積むため特別の構造を有する自転車にあつては60キログラム）を、三輪以上のものについては120キログラムをそれぞれ超えないこと。

イ リヤカーをされるリヤカーについては、120キログラムを超えないこと。

ウ 二輪の牛馬車にあつては1,500キログラムを、四輪の牛馬車にあつては2,000キログラムをそれぞれ超えないこと。

エ 荷車のうち、荷台の面積が1.65平方メートル以上のものにあつては、750キログラムを、その他のものにあつては、450キログラムをそれぞれ超えないこと。

(3) 積載物の長さ、幅又は高さは、それぞれ次の長さ、幅又は高さを超えないこと。

ア 積載物の長さ 自転車にあつてはその積載装置の長さに0.3メートルを、牛馬車及び荷台の面積が1.65平方メートル以上の荷車にあつては、その乗車装置又は積載装置の長さに0.6メートルをそれぞれ加えたもの

イ 積載物の幅 積載装置又は乗車装置の幅に0.3メートルをそれぞれ加えたもの

ウ 積載物の高さ 牛馬車及び荷車以外の軽車両にあつては2メートル（牛馬車にあつては3メートル、荷車にあつては2.5メートル）からその積載する場所の高さを減じたもの

(4) 積載の方法は、次のとおりとする。

ア 前後 積載装置（自転車以外の軽車両にあつては乗車装置を含む。）から前後に最もはみ出した部分の合計が自転車にあつては0.3メートルを、自転車以外の軽車両にあつては0.6メートルをそれぞれ超えないこと。

イ 左右 自転車にあつてはその積載装置から、自転車以外の軽車両にあつてはその乗車装置又は積載装置から、それぞれ0.15メートルを超えてはみ出さないこと。

（公安委員会が定める自動車の積載物の高さの制限）

第16条の2 令第22条第3号ハの公安委員会が定める自動車は、別表第2に掲げる道路を通行する自動車とし、同号ハの公安委員会が定める高さは、4.1メートルとする。

（自動車以外の車両の制限）

第17条 法第60条の規定により、自動車以外の車両（トロリーバスを除く。）の運転者は、次に掲げる場合を除き、交通の頻繁な道路において、他の車両を牽引してはならない。

(1) 牽引するための装置を有する原動機付自転車により牽引されるための装置を有するリヤカー1台を牽引する場合

(2) 牽引する自転車と牽引されるリヤカー1台をロープ等によって確実につないで牽引する場合

第5章 安全運転管理者等

（選任又は解任の届出）

第18条 法第74条の3第5項の規定による安全運転管理者又は副安全運転管理者（以下「安全運転管理者等」という。）の選任届出は自動車の使用の本拠地ごとに別記様式第16号の届出書又は別記様式第17号の届出書により、解任の届出は別記様式第18号の解任届により、公安委員会に提出するものとする。

2 前項の選任の届出書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 安全運転管理者等の住民票の写し、運転免許証の写し、旅券の写し又は個人番号カード（おもて面のみ）の写し（副安全運転管理者の選任において、自動車の運転の経験の期間が3年以上の者として届け出る場合は、運転免許証の写し）

(2) 運転記録証明書（自動車安全運転センター法（昭和50年法律第57号）第29条第1項第4号に規定する書面で安全運転管理者等の運転記録の証明に関する事項を記載したもの）

3 施行規則第9条の9第1項第2号に規定する公安委員会が行う自動車の運転の管理に関する教習（以下「教習」という。）又は同条第1項第2号若しくは第2項第2号に規

定する自動車の運転の管理に関する能力に係る公安委員会の認定（以下この章において「認定」という。）を受けた者の別記様式第16号又は別記様式第17号の届出書には、前項に規定する書類のほか、教習を修了したことを証明する書類の写し又は認定を受けたことを証明する書類の写しを添付しなければならない。

第19条 削除

第20条 削除

（届出事項の変更届）

第21条 安全運転管理者等の選任届をした者は、自動車の使用の本拠地における自動車の台数若しくは運転者数又は施行規則第9条の12第1号、第2号、第4号若しくは第5号に掲げる事項に変更を生じたときは変更があった日から15日以内に、施行規則第9条の13第1項に規定する自動車の安全な運転の管理に関し参考となる事項に変更を生じたときは毎年12月に、別記様式第22号の変更届により公安委員会に届け出なければならない。

（解任命令）

第22条 法第74条の3第6項の規定による公安委員会の解任命令は、別記様式第23号の解任命令書を交付して行うものとする。

（是正措置命令）

第22条の2 法第74条の3第8項の規定による公安委員会の是正措置命令は、別記様式第23号の2の是正措置命令書を交付して行うものとする。

（安全運転管理者等の資格の認定申請）

第23条 自動車の使用者は、安全運転管理者等を選任する場合において、安全運転管理者等としての資格の認定を必要とするときは、別記様式第24号の資格認定申請書を公安委員会に提出しなければならない。

2 公安委員会は、施行規則第9条の9第1項第2号又は第2項第2号に規定する認定の要件を備えていると認めるときは、別記様式第25号の認定書を交付するものとする。

（自動車の運転管理に関する教習）

第24条 自動車の使用者は、施行規則第9条の9第1項第2号に規定する教習を受ける者については、別記様式第26号の教習申請書を公安委員会に提出しなければならない。

2 公安委員会は、前項の教習を修了した者に対し、別記様式第27号の修了証書を交付するものとする。

（認定及び教習の実施）

第25条 前2条に規定する認定及び教習の実施については、別に定めるところにより行うものとする。

（自動車の使用者等に対する報告又は資料の提出要求）

第26条 法第75条の2の2第1項及び第2項の規定による自動車の使用者又は安全運転管理者に対する公安委員会の要求は、別記様式第28号の報告・資料提出要求書により行うものとする。

第6章 特定自動運行の許可等

（特定自動運行の許可の申請等）

第26条の2 法第75条の12第2項に規定する特定自動運行の許可の申請、法第75条の16第1項に規定する特定自動運行計画の変更に係る許可の申請、同条第3項及び第4項の規

定による届出並びに施行規則第9条の19第2項の規定による特定自動運行に係る許可証（以下第26条の7において「許可証」という。）の再交付の申請は、特定自動運行の経路を管轄する署長を経由して公安委員会に行うものとする。

2 前項の特定自動運行の経路が二以上の署長の管轄にわたるときは、いずれかの署長を経由することで足りる。

（許可に係る関係機関への意見聴取）

第26条の3 法第75条の13第2項の規定による意見聴取は、別記様式第28号の2の特定自動運行の許可に関する意見聴取書（甲）を交付して行うものとする。

2 施行規則第9条の22の規定による意見聴取は、別記様式第28号の3の特定自動運行の許可に関する意見聴取書（乙）を交付して行うものとする。

（報告又は資料の提出要求）

第26条の4 法第75条の25第1項の規定による特定自動運行実施者に対する報告又は資料の提出の要求は、別記様式第15号の2の報告・資料提出要求書により行うものとする。

（指示）

第26条の5 法第75条の26第1項の規定による特定自動運行実施者に対する指示は、別記様式第15号の3の指示書を交付して行うものとする。

（行政処分に係る関係機関への意見聴取）

第26条の6 法第75条の26第2項の規定による意見聴取は、別記様式第28号の4の特定自動運行に係る行政処分に関する意見聴取書を交付して行うものとする。

（許可証の返納）

第26条の7 施行規則第9条の38第1項又は第3項の規定による許可証の返納は、別記様式第28号の5の特定自動運行に係る許可証返納届に許可証を添え、特定自動運行の経路を管轄する署長を経由して公安委員会に行うものとする。

第7章 道路の使用等

（道路における禁止行為）

第27条 法第76条第4項第7号の規定による道路における禁止行為は、次に掲げるものとする。

- (1) 交通の頻繁な道路において、乗馬又は自転車の運転の練習をすること。
- (2) みだりに交通の妨害となるように道路に、泥土、汚水、ごみ、くず、くぎ、ガラス片等をまき、又は捨てること。
- (3) 交通の頻繁な道路において、たき火をすること。
- (4) 交通の妨害となるような方法でみだりに物件を道路に突き出すこと。
- (5) 凍結するおそれのあるときに、道路に水をまくこと。
- (6) 牛、馬、めん羊等の家畜を道路に放し、又は交通の妨害となるような方法でつないでおくこと。
- (7) 車両等の運転者の眼をげん惑するような光を、みだりに道路に投射すること。
- (8) 夜間、交通の頻繁な道路において、灯火をつけないで牛馬に乗り、又は牛馬をひくこと。
- (9) 進行中の車両等から広告、宣伝等の宣伝物若しくは印刷物を散布し、又は通行者等に交付すること。

- (10) 進行中の車両等からみだりに身体の一部又は物件を突き出すこと。
- (11) 道路において、みだりに爆竹、花火、発煙筒、かんしゃく玉その他これらに類するものを使用すること。
- (12) 道路において、交通の妨害となるような方法で魚釣り、投網その他これらに類する行為をすること。
- (13) 大型自動二輪車又は普通自動二輪車の後部座席において、交通の危険を生じさせ、又は交通の妨害となるような方法で、旗、のぼりその他これらに類するものを携帯すること。

(道路の使用の許可)

第28条 法第77条第1項第4号の規定により署長の許可を受けなければならないものとして定める行為は、次に掲げるもの（第4号及び第6号から第9号までに掲げる行為にあつては、公職選挙法の規定によりすることができる選挙運動のためにするもの又は選挙運動期間中における政治活動として行われるものを除く。）とする。

- (1) 道路にみこし、山車、おどり屋台等を出し、又はこれらを移動すること。
- (2) 道路において、ロケーション、撮影会、街頭録音会その他これらに類する行為をすること。
- (3) 道路において、祭礼行事、記念行事、式典、競技会、集団行進（学生生徒又は園児の遠足、見学、修学旅行の場合の行列及び通常の冠婚葬祭の場合の行列を除く。）、仮装行列、パレードその他これらに類する催物をすること。
- (4) 道路に人が集まるような方法で、演説、演芸、奏楽、映写その他これらに類する行為をすること（拡声器等の機器を備え付けた車両を停車して行う場合を含む。）。
- (5) 道路において、消防、水防、避難、救護その他の訓練を行うこと。
- (6) 道路において、旗、のぼり、看板、あんどんその他これらに類するものを持ち、楽器を鳴らし、又は特異な装いをして広告又は宣伝すること（車両等に著しく人目をひくように、装飾その他の装いをして通行する場合を含む。）。
- (7) 車両等に拡声器、ラジオ受信機等を備え付けて放送しながら通行すること。
- (8) 交通の頻繁な道路において、寄付を募集し、又は署名若しくはアンケートを求めること。
- (9) 交通の頻繁な道路に広告、宣伝等の宣伝物、印刷物を散布し、又は交通の頻繁な道路において、通行する者にこれを交付すること。
- (10) 道路において、ロボットの移動を伴う実証実験、人の移動の用に供するロボットの实証実験又は自動運転技術その他自動運転の実用化のために必要な技術を用いて車両を走行させる実証実験をすること。

(道路使用許可申請書の添付書類)

第29条 施行規則第10条第3項に規定する公安委員会が必要と認めて定めた書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 道路使用の場所又は区間付近の見取図
- (2) 工作物を設ける場合にあつては、その設計図及び仕様書

第8章 緊急自動車等の指定

(緊急自動車の指定)

第30条 令第13条第1項の規定による申請は、別記様式第29号の指定申請書を公安委員会に提出して行うものとする。

- 2 公安委員会は、前項の申請に基づき、緊急自動車を指定したときは、申請者に別記様式第30号の緊急自動車指定書（以下「指定書」という。）を交付するものとする。
- 3 緊急自動車の指定を受けた者は、前項の指定書を当該指定に係る自動車に備え付けなければならない。
- 4 緊急自動車の指定を受けた者は、指定書の記載事項の変更を生じたときは、別記様式第31号の記載事項変更届に指定書を添え、速やかに公安委員会に届け出て、変更に係る事項の記載を受けなければならない。
- 5 緊急自動車の指定を受けた者は、指定書を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、別記様式第32号の再交付申請書により、公安委員会に指定書の再交付を申請することができるものとする。この場合において、当該再交付が指定書を汚損し、又は破損したことによるときは、当該指定書を添付しなければならない。
- 6 緊急自動車の指定を受けた者は、当該自動車を緊急自動車として使用しなくなったとき又は指定書の再交付を受けた後において、亡失した指定書を発見し、若しくは回復したときは、別記様式第33号の返納届に指定書を添え、速やかに公安委員会に返納しなければならない。

（写真の添付）

第31条 前条第1項の規定による緊急自動車の申請をしようとする者は、車体（保安基準第49条第1項に規定する警光灯及びサイレンを備え付けたもの）の前面、左右の側面及び後面から全景を撮影した縦の長さ8.2センチメートル、横の長さ11.4センチメートルのカラー写真各1葉を申請書に添付しなければならない。

（道路維持作業用自動車の指定）

第32条 令第14条の2第2号に規定する申請については、前2条の規定を準用する。この場合において、同条中「緊急自動車」とあるのは「道路維持作業用自動車」と読み替えるものとする。

（緊急自動車の届出）

第33条 令第13条第1項の規定による届出は、別記様式第34号の届出書を公安委員会に提出して行うものとする。

- 2 公安委員会は、前項の届出を受理したときは、届出者に別記様式第35号の緊急自動車届出確認書（以下「確認書」という。）を交付するものとする。
- 3 第1項の届出をした者は、前項の確認書を当該届出に係る自動車に備え付けなければならない。
- 4 第1項の届出をした者は、届出書の記載事項に変更を生じたときは、別記様式第31号の記載事項変更届に確認書を添え、速やかに公安委員会に届け出て、変更に係る事項の記載を受けなければならない。
- 5 第1項の届出をした者は、確認書を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、別記様式第32号の再交付申請書により、公安委員会に確認書の再交付を申請することができるものとする。この場合において、当該再交付が確認書を汚損し、又は破損したことによるときは、当該確認書を添付しなければならない。

6 第1項の届出をした者は、当該自動車を緊急自動車として使用しなくなったとき又は確認書の再交付を受けた後において、亡失した確認書を発見し、若しくは回復したときは、別記様式第33号の返納届に確認書を添え、速やかに公安委員会に返納しなければならない。

(道路維持作業用自動車の届出)

第34条 令第14条の2第1号の規定による届出については、前条の規定を準用する。この場合において、同条中「緊急自動車」とあるのは「道路維持作業用自動車」と読み替えるものとする。

第9章 運転免許

(運転免許の申請等)

第35条 法第89条第1項に規定する運転免許の申請、法第100条の2第5項に規定する再試験の申込み又は施行規則第18条の5に規定する限定解除審査の申請は、次項に規定するものを除き、長崎県警察本部交通部運転免許管理課長（以下「運免課長」という。）を経由して公安委員会に行うものとする。ただし、法第89条第1項に規定する申請のうち、法第97条の2第1項第3号の適用を受ける者（同号に規定する特定失効者であって法第105条の規定により運転免許証（以下この章において「免許証」という。）の効力を失った日から起算して3年を経過した者のうち、道路交通法の一部を改正する法律（平成13年法律第51号）附則第4条の適用を受けるものを除く。）又は同項第5号の適用を受ける者は、署長を経由して行うことができるものとする。

2 次の表の左欄に掲げる警察署の管轄区域内に住所を有する者が同表右欄に掲げる申請（法第97条の2第2項の規定の適用を受けるものを除く。）を行うときは、その区分に従い、当該申請者の住所地を管轄する署長を経由するものとする。ただし、公安委員会が指定した申請については、当該申請場所を管轄する署長を経由することができる。

区 分	申 請 内 容 等
新上五島警察署 壱岐警察署 対馬南警察署 対馬北警察署	<p>法第89条第1項に規定する申請のうち普通自動車免許、大型特殊自動車免許、総排気量0.125リットル以下の普通自動二輪車に限り運転することができる普通自動二輪車免許又は普通自動車仮免許に係るもの</p> <p>法第89条第1項に規定する申請のうち法第97条の2第1項第1号又は第2号の規定の適用を受け、施行規則第24条に規定する技能試験を免除される者に係るもの</p> <p>施行規則第18条の5に規定する限定解除審査の申請のうち、中型自動車（法第91条の規定により運転できる自動車が、車両総重量8トン未満、最大積載量5トン未満、乗車定員10人以下でオートマチック・トランスミッションその他のクラッチの操作を要しない機構が</p>

	とられておりクラッチの操作装置を有しない中型自動車に限る中型自動車免許であって、当該条件のうち、オートマチック・トランスミッションに係る条件のみを解除するものに限る。)、準中型自動車(法第91条の規定により運転できる自動車が、車両総重量5トン未満、最大積載量3トン未満、乗車定員10人以下でオートマチック・トランスミッションその他のクラッチの操作を要しない機構がとられておりクラッチの操作装置を有しない準中型自動車に限る準中型自動車免許であって、当該条件のうち、オートマチック・トランスミッションに係る条件のみを解除するものに限る。)、普通自動車及び大型特殊自動車に係るもの
五島警察署	法第89条第1項に規定する申請のうち法第97条の2第1項第1号又は第2号(法第99条の5第5項に規定する修了証明書を有する者を除く。)の規定の適用を受け、施行規則第24条に規定する技能試験を免除される者に係るもの
雲仙警察署 島原警察署 南島原警察署 江迎警察署 松浦警察署 平戸警察署	法第89条第1項に規定する申請のうち原動機付自転車免許に係るもの
五島警察署 新上五島警察署 壱岐警察署 対馬南警察署 対馬北警察署	法第89条第1項に規定する申請のうち原動機付自転車免許及び小型特殊自動車免許に係るもの 法第89条第1項に規定する申請のうち大型自動車仮免許、中型自動車仮免許、準中型自動車仮免許又は普通自動車仮免許の申請であって、法第97条の2第1項第4号の規定の適用を受ける者に係るもの 法第89条第1項に規定する申請のうち令第34条の5第1号イ若しくはハ、第2号イ若しくはハ又は第5号に該当する者であって、法第97条の2第1項第1号又は第2号の規定の適用を受け、施行規則第24条に規定する技能試験及び施行規則第25条に規定する学科試験を免除される者に係るもの

	施行規則第18条の5に規定する限定解除審査の申請のうち長崎県警察本部長が別に定める技能審査合格証明書を有する者に係るもの
--	--

3 法第89条第3項に規定する検査の申請は、運免課長又は法第98条第2項の規定による届出をした自動車教習所（以下「届出自動車教習所」という。）の所在地を管轄する署長を経由して公安委員会に行うものとする。

（緊急自動車の運転資格の審査の申請）

第35条の2 施行規則第15条の2に規定する審査を受けようとする者は、運免課長を経由して別記様式第35号の2の申請書を公安委員会に提出しなければならない。

（免許試験等の場所）

第36条 法第89条第3項に規定する検査、法第97条に規定する運転免許試験、法第97条の2第2項の規定による確認、法第100条の2第2項に規定する再試験及び施行規則第18条の5に規定する限定解除審査（以下「免許試験等」という。）は、長崎県警察本部交通部運転免許管理課運転免許試験場（以下「試験場」という。）又は公安委員会が指定する場所において行うものとする。

2 免許試験等を行う道路は、法第2条第1項第1号の道路のうち、道路法第2条第1項に規定する道路とする。

（免許試験等の日時）

第37条 免許試験等は、運転免許の種類ごとに、公安委員会が日時を指定して行うものとする。ただし、免許試験等の実施の円滑を図るため必要と認めるときは、改めて試験日時を指定して行うものとする。

（技能試験実施基準等）

第38条 施行規則第24条に規定する技能試験は、別表第3の定めるところにより行うものとする。

2 法第97条の2第2項の規定による確認、施行規則第18条の2の3に規定する技能検査、施行規則第18条の5に規定する限定解除審査（以下「技能審査」という。）及び施行規則第28条の2の規定による技能再試験の実施基準は、別表第3に準じたものとする。

3 施行規則第24条第7項に規定する自動車の指定を受けようとするときは別記様式第35号の3の運転免許技能試験車両指定申請書によって、当該指定の解除を受けようとするときは別記様式第35号の4の運転免許技能試験車両指定解除申請書によって、運免課長を経由し、公安委員会に申請するものとする。

4 公安委員会は、前項の運転免許技能試験車両指定申請書を受理した場合において、当該車両が施行規則第24条第6項の表中に規定する免許の種類に応じた自動車の種類であるときは、別記様式第35号の5の運転免許技能試験車両指定書を交付するものとする。

5 施行規則第24条第8項に規定する警察職員の指定その他技能試験を実施するために必要な事項は、長崎県警察本部長が別に定めるものとする。

（合格発表）

第39条 免許試験等に合格した者の発表は、当該免許試験等を実施した場所において行う

ものとする。

(合格の決定取消しの通知等)

第40条 法第97条の3第2項の規定による合格の決定取消しの通知は、別記様式第36号の合格の決定取消し通知書によって行うものとする。

2 法第97条の3第3項の規定により運転免許試験を受けることができない期間を定めたときは、別記様式第36号の2の運転免許試験の受験停止処分通知書によって通知するものとする。

(免許証の電磁的方法による記録及び電子署名)

第40条の2 公安委員会は、法第93条の2の規定により免許証の記載事項等を電磁的方法によって記録し、電子署名を行うものとする。

(運転免許の申請における暗証番号の申告等)

第40条の3 法第89条第1項に規定する運転免許試験の申請、法第94条第2項の規定による免許証の再交付の申請及び法第101条第1項、第101条の2第1項又は第101条の2の2第1項の規定による免許証の更新の申請を行う者は、前条の電磁的方法による記録(以下「電磁的記録」という。)に付与する暗証番号を設定し、運免課長又は署長を経由して公安委員会に申告するものとする。ただし、暗証番号を設定しない場合は、同番号を設定しない旨を申告しなければならない。

(免許証の電磁的記録の暗証番号の照会等)

第40条の4 前条に規定する暗証番号を忘失等した場合は、運免課長又は署長を経由して当該暗証番号を照会できるものとする。

2 電磁的記録による記載事項等の内容を確認する場合は、I C運転免許証記載内容確認装置に暗証番号を入力して行うものとする。この場合において、暗証番号を3回誤って入力したときは、暗証番号を閉塞し、記載内容の確認ができないものとする。

3 前項に規定する閉塞を解除し、記載内容の確認ができるようにする場合は、運免課長又は署長を経由して公安委員会に申請するものとする。

(免許証の交付)

第41条 法第92条の規定による免許証の交付は、試験場又は第35条の規定による運転免許の申請等を行った警察署において行うものとする。

2 免許証の交付を受けたときは、別記様式第37号の運転免許証受領書を公安委員会に提出しなければならない。

(臨時適性検査の通知等)

第42条 法第102条第4項に規定する臨時適性検査を行う場合において、同条第6項又は第107条の4第1項に規定する臨時適性検査の通知は、別記様式第38号の通知書により行うものとする。

2 法第90条第8項、第102条第4項又は第103条第6項に規定する適性検査の受検命令にあっては別記様式第38号の2の適性検査受検命令書により診断書を提出すべき旨の命令にあっては別記様式第38号の3の診断書提出命令書により行うものとする。

3 法第102条第1項から第3項までに規定する臨時適性検査を行う場合において、同条第6項の規定による通知を行うときは別記様式第38号の4の臨時適性検査通知書によって、診断書を提出すべき旨の命令を行うときは別記様式第38号の5の診断書提出命令書によ

って行うものとする。

- 4 公安委員会は、運転免許の取得又は継続に関し相談があった場合において、当該相談が終了し運転免許の取得等が可能であると判断したときは、別記様式第38号の6の安全運転相談終了書を交付するものとする。

(臨時適性検査の申出)

第43条 令第37条の7第1号に規定する臨時適性検査の申出は、別記様式第39号の臨時適性検査申出書によって行うものとする。

(免許証の記載事項の変更届出、再交付及び申請による取消し)

第44条 法第94条第1項の規定による免許証の記載事項の変更届出は、運免課長又は署長を経由して公安委員会に行うものとする。

- 2 法第94条第2項の規定による免許証の再交付の申請及び法第104条の4第1項の規定による取消しの申請は、運免課長又は署長を経由して公安委員会に行うものとする。

- 3 免許証の再交付申請において、施行規則第21条第3項第3号の規定による申請用写真については、免許証の即日交付の場合はこれを要しない。

(免許証の更新の申請等)

第45条 法第101条第1項又は第101条の2第1項の規定による免許証の更新の申請は、運免課長又は署長を経由して公安委員会に行うものとする。

- 2 現に受けている運転免許に係る免許証に法第91条の規定により新たに運転免許の条件(身体の障害によるものに限るものとし、眼鏡等及び補聴器の使用を除く。)が付されている者が更新の申請を行う場合には、前項の規定にかかわらず、運免課長を経由して公安委員会に行うものとする。

- 3 施行規則第29条第3項(第29条の2第2項において準用する場合を含む。)及び第30条の9第3項の規定による申請書への写真の添付は、免許証の即日交付の場合は、これを要しない。ただし、当該申請を行う者が、法第94条第2項の規定による免許証の再交付の申請を併せて行う場合又は法第103条第1項若しくは第103条の2第1項の規定により運転免許の効力が停止されている場合は、この限りでない。

- 4 法第101条の2の2に規定する免許証の更新の申請は、運免課長を経由して公安委員会に行うものとする。

(運転経歴証明書の交付の申請等)

第45条の2 法第104条の4第5項に規定する運転経歴証明書の交付の申請及び施行規則第30条の13に規定する運転経歴証明書の再交付の申請(以下この項において「交付の申請等」という。)は、別記様式第40号の運転経歴証明書交付申請書及び別記様式第41号の運転経歴証明書(再交付)申請書・記載事項変更届出書(登録票)に必要な事項を記載の上、申請用写真を添付し、運免課長又は署長を経由して公安委員会に行うものとする。ただし、試験場又は長崎県警察本部交通部運転免許管理課長崎運転免許センターにおいて交付の申請等をする場合には、申請用写真の添付を要しない。

- 2 施行規則第30条の12に規定する運転経歴証明書の記載事項の変更の届出は、別記様式第41号の運転経歴証明書(再交付)申請書・記載事項変更届出書(登録票)により、運免課長又は署長を経由して公安委員会に行うものとする。

(認知機能検査等)

第46条 法第97条の2第1項第3号イ若しくは同号ロ又は第101条の4第2項に規定する認知機能検査及び法第101条の7第1項に規定する臨時認知機能検査（以下この条において「認知機能検査等」という。）を受けようとする者は、運免課長を経由して公安委員会に申請するものとする。

2 前項の規定によるもののほか、認知機能検査等を受けようとする者は、法第108条第1項の規定により委託された者に申し込むことができる。この場合において、当該委託された者は、署長を経由して公安委員会に申請するものとする。

（運転技能検査等）

第47条 法第97条の2第1項第3号イ若しくは同号ハ又は第101条の4第3項に規定する運転技能検査（以下この条において「運転技能検査」という。）を受けようとする者は、運免課長を経由して公安委員会に申請するものとする。

2 前項の規定によるもののほか、運転技能検査を受けようとする者は、法第108条第1項の規定により委託された者に申し込むことができる。この場合において、当該委託された者は、署長を経由して公安委員会に申請するものとする。

第10章 講習の手續等

（取消処分者講習）

第48条 法第108条の2第1項第2号に掲げる講習を受けようとする者は、公安委員会に申し出て講習の日時及び場所の指定を受けるものとする。この場合において、講習の場所として試験場を指定されたときにあつては運免課長を経由して公安委員会に、法第108条の4第1項第1号の規定による指定講習機関を指定されたときにあつては当該指定講習機関にそれぞれ申請するものとする。

（停止処分者講習）

第49条 法第108条の2第1項第3号に掲げる講習を受けようとする者は、運転免許の保留若しくは効力の停止又は自動車等の運転の禁止の通知を受けた後、運免課長を経由して公安委員会に申請するものとする。

（大型車講習等）

第50条 法第108条の2第1項第4号、第5号、第7号及び第8号に掲げる講習を受けようとする者は、同条第3項の規定により講習の実施を委託された者を経由して申込みを行った後、署長を経由して公安委員会に申請するものとする。

（原付講習）

第51条 法第108条の2第1項第6号に掲げる講習を受けようとする者は、試験場で受講する場合にあつては運免課長を、試験場以外の場所で受講する場合にあつては当該受講場所の所在地を管轄する署長をそれぞれ経由して公安委員会に申請するものとする。

（初心運転者講習）

第52条 法第108条の2第1項第10号に掲げる講習を受けようとする者は、法第108条の4第1項第2号の規定による指定講習機関に申請するものとする。

（更新を受けようとする者に対する講習）

第53条 法第108条の2第1項第11号に掲げる更新を受けようとする者に対する講習を受けようとする者（更新期間が満了する日における年齢が70歳以上の者を除く。）は、運免課長又は署長を経由して公安委員会に申請するものとする。

(特定失効者又は特定取消処分者に対する講習)

第54条 法第108条の2第1項第11号に掲げる特定失効者又は特定取消処分者に対する講習を受けようとする者(いずれも運転免許申請書を提出した日における年齢が70歳以上の者を除く。)は、公安委員会に申し出た後、運免課長又は署長を経由して公安委員会に申請するものとする。

(高齢者講習)

第55条 法第108条の2第1項第12号に掲げる講習(以下「高齢者講習」という。)を受けようとする者は、運免課長を経由して公安委員会に申請するものとする。

2 前項の規定によるもののほか、高齢者講習を受けようとする者は、法第108条の2第3項の規定により委託された者に申し込むことができる。この場合において、当該委託された者は、署長を経由して公安委員会に申請するものとする。

(違反者講習)

第56条 法第108条の2第1項第13号に掲げる講習を受けようとする者は、指定された講習の実施日に、運免課長を経由して公安委員会に申請するものとする。

(若年運転者講習)

第57条 法第108条の2第1項第14号に掲げる講習を受けようとする者は、講習の場所として試験場を指定された場合にあつては運免課長を経由して公安委員会に、法第108条の4第1項第3号の規定による指定講習機関を指定された場合にあつては当該指定講習機関にそれぞれ申請するものとする。

(特定小型原動機付自転車運転者講習)

第58条 法第108条の2第1項第15号に掲げる講習を受けようとする者は、長崎県警察本部交通部交通企画課長(以下「交通企画課長」という。)又は署長を経由して公安委員会に申請するものとする。

(自転車運転者講習)

第58条の2 法第108条の2第1項第16号に掲げる講習を受けようとする者は、交通企画課長又は署長を経由して公安委員会に申請するものとする。

(特定任意講習)

第59条 法第108条の2第2項に規定する講習で運転免許に係る講習等に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第4号。以下「講習規則」という。)第2条に規定する基準に適合するものを受けようとする者は、公安委員会に申し出て講習の日時及び場所の指定を受けた後、運免課長又は署長を経由して公安委員会に申請するものとする。

(特定任意高齢者講習)

第59条の2 特定任意高齢者講習(講習規則第1条に規定する基準に適合する講習をいう。以下この条において同じ。)を受けようとする者は、運免課長を経由して公安委員会に申請するものとする。

2 前項の規定によるもののほか、特定任意高齢者講習を受けようとする者は、法第108条の2第3項の規定により委託された者に申し込むことができる。この場合において、当該委託された者は、署長を経由して公安委員会に申請するものとする。

(運転免許取得者等教育の認定)

第60条 法第108条の32の2第1項に規定する運転免許取得者等教育の認定を受けようと

する者は、届出自動車教習所にあつては運免課長を、その他のものにあつては長崎県警察本部交通部交通企画課長をそれぞれ経由して公安委員会に申請するものとする。

(運転免許取得者等検査の認定)

第60条の2 法第108条の32の3第1項に規定する運転免許取得者等検査の認定を受けようとする者は、運免課長を経由して公安委員会に申請するものとする。

第11章 雑則

(高速自動車国道等における権限)

第61条 法第114条の3の規定により、署長の権限に属する事務のうち、高速自動車国道等に係るものは、長崎県警察本部交通部高速道路交通警察隊長が行うものとする。

(地域交通安全活動推進委員協議会の設置区域)

第62条 法第108条の30第1項の規定により公安委員会が定める区域については、警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例(昭和29年長崎県条例第24号)で定める警察署の管轄区域とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は平成13年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

3 この規則の施行前にした反則行為に対する反則金の適用については、なお従前の例による。

4 この規則の施行の際現に改正前の長崎県道路交通法施行細則の規定により公安委員会に対してなされている各種の申請その他の手続き又は公安委員会がした処分については、それぞれ改正後の長崎県道路交通法施行細則(以下「新規則」という。)の相当規定により公安委員会に対してなされた手続き又は公安委員会がした処分とみなす。

5 この規則の施行の際現に交通規制に関する告示(昭和46年長崎県公安委員会告示第9号)の規定により交通規制の対象から除外する車両として許可証の交付を受けているものについては、当分の間、新規則の規定により許可されたものとみなす。

附 則(平成13年長崎県公安委員会規則第13号)

この規則は、平成13年10月1日から施行する。

附 則(平成14年長崎県公安委員会規則第12号)

この規則は、平成14年6月1日から施行する。

附 則(平成14年長崎県公安委員会規則第20号)

この規則は、平成14年10月1日から施行する。

附 則(平成15年長崎県公安委員会規則第10号)

この規則は、平成15年6月1日から施行する。

附 則(平成15年長崎県公安委員会規則第13号)

この規則は、平成15年10月1日から施行する。

附 則(平成16年長崎県公安委員会規則第5号)

この規則は、平成16年3月1日から施行する。ただし、第35条第1項の改正規定中「有川警察署」を「新上五島警察署」に、「有川署長」を「新上五島署長」に、「福江署

長」を「五島署長」に改める部分、第35条第3項の表の改正規定中有川警察署壱岐警察署
厳原警察署上県警察署の項中「有川警察署」を「新上五島警察署」に、同表福江警察署有川警
察署壱岐警察署厳原警察署上県警察署の項中「福江警察署」を「五島警察署」に、「有川
警察署」を「新上五島警察署」に改める部分、第41条第1項の改正規定中「有川警察署」
を「新上五島警察署」に、「福江警察署」を「五島警察署」に改める部分、第48条の表の
改正規定中「福江警察署」を「五島警察署」に、「有川警察署」を「新上五島警察署」に
改める部分及び第50条の表の改正規定中「福江警察署」を「五島警察署」に、「有川警察
署」を「新上五島警察署」に改める部分は、同年8月1日から施行する。

附 則（平成16年長崎県公安委員会規則第8号）

- 1 この規則は、平成16年3月22日から施行する。
- 2 この規則の施行日前にこの規則による改正後の長崎県道路交通法施行細則（以下「新規則」という。）別表に掲げる道路を通行した自動車についての新規則第16条の2の適用については、同条中「4.1メートル」とあるのは、従前のおり「3.8メートル」とする。

附 則（平成17年長崎県公安委員会規則第1号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年長崎県公安委員会規則第3号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第5条第1項第4号及び第8条第1項第4号の改正規定は、平成18年6月1日から施行する。

附 則（平成18年長崎県公安委員会規則第18号）

この規則は、平成18年6月1日から施行する。

附 則（平成19年長崎県公安委員会規則第8号）

この規則は、平成19年6月2日から施行する。

附 則（平成19年長崎県公安委員会規則第23号）

- 1 この規則は、平成19年9月30日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則の施行前に交付された改正前の長崎県道路交通法施行細則（以下「旧規則」という。）第5条第1項第4号の規定による別記様式第2号の標章は、当該標章の有効期間が満了するまでの間は、改正後の長崎県道路交通法施行細則（以下「新規則」という。）の第5条第1項第7号の規定による別記様式第2号の標章とみなす。
- 3 この規則の施行前に交付された旧規則第8条第3項の規定による別記様式第7号、別記様式第8号及び別記様式第9号の標章は、当該標章の有効期間が満了するまでの間は、新規則第8条第1項第5号の規定による別記様式第7号の標章及び第8条第1項第6号の規定による別記様式第8号の標章とみなす。
- 4 施行の日から3年間は、旧規則第8条第1項第5号及び同項第6号の規定による標章の交付を受けていた者（新規則の適用を受ける者を除く。）に対する新規則の適用については、新規則第8条第1項第6号に規定する者とみなす。
- 5 この規則の施行前に交付された旧規則第9条の規定による別記様式第10号及び別記様式第11号の駐車許可証は、当該駐車許可証の有効期間が満了するまでの間は、それぞれ新規則第9条第6項の規定による別記様式第10号及び別記様式第11号の駐車許可証とみ

なす。

- 6 公安委員会は、新規則第8条第2項の規定により、同条第1項第6号アからオのいずれかに該当する者から別記様式第8号の標章の交付の申請を受けた場合において、当該申請者のために使用中の車両に掲出するため現に交付している標章があると認めるときは、当該標章と引換えに、同条第4項の規定による標章の交付を行うものとする。

附 則（平成19年長崎県公安委員会規則第24号）

この規則は、平成20年1月4日から施行する。

附 則（平成20年長崎県公安委員会規則第10号）

- 1 この規則は、平成20年12月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前の別記様式第16号及び別記様式第17号の様式は、当分の間、それぞれ、この規則による改正後の別記様式第16号及び別記様式第17号の様式に代えて使用することができる。

附 則（平成21年長崎県公安委員会規則第10号）

この規則は、平成21年6月1日から施行する。

附 則（平成21年長崎県公安委員会規則第12号）

この規則は、平成21年7月1日から施行する。

附 則（平成22年長崎県公安委員会規則第7号）

この規則は、平成22年4月19日から施行する。

附 則（平成23年長崎県公安委員会規則第4号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年長崎県公安委員会規則第7号）

この規則は、平成23年11月1日から施行する。

附 則（平成24年長崎県公安委員会規則第6号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年長崎県公安委員会規則第7号）

この規則は、平成24年7月9日から施行する。

附 則（平成25年長崎県公安委員会規則第1号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年長崎県公安委員会規則第1号）

この規則は、平成26年2月1日から施行する。

附 則（平成26年長崎県公安委員会規則第15号）

この規則は、平成26年6月1日から施行する。

附 則（平成26年長崎県公安委員会規則第18号）

この規則は、平成26年9月1日から施行する。

附 則（平成27年長崎県公安委員会規則第5号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
（自転車運転者講習の実施に関する規則の一部改正）
- 2 自転車運転者講習の実施に関する規則（平成27年長崎県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び道路交通法施行規則」を「、道路交通法施行規則」に改め、「「府令」という。）」の次に「及び長崎県道路交通法施行細則（平成13年長崎県公安委員会規則第2号）」を加える。

附 則（平成28年長崎県公安委員会規則第6号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年長崎県公安委員会規則第11号）

- 1 この規則は、平成28年9月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の長崎県道路交通法施行細則第9条第6項の規定により交付されている駐車許可証は、この規則による改正後の長崎県道路交通法施行細則第9条第7項の規定により交付された駐車許可証とみなす。
- 3 この規則の施行の際、この規則による改正前の長崎県道路交通法施行細則別記様式第11号による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成29年長崎県公安委員会規則第3号）

- 1 この規則は、平成29年3月12日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の長崎県道路交通法施行細則別記様式第16号による用紙で、現に残存するものは、必要により所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成29年長崎県公安委員会規則第6号）

この規則は、平成29年5月30日から施行する。

附 則（平成29年長崎県公安委員会規則第8号）

この規則は、平成29年9月29日から施行する。

附 則（平成30年長崎県公安委員会規則第11号）

この規則は、平成30年9月15日から施行する。

附 則（令和元年長崎県公安委員会規則第1号）

この規則は、令和元年7月31日から施行する。

附 則（令和2年長崎県公安委員会規則第4号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年長崎県公安委員会規則第10号）

- 1 この規則は、令和2年11月20日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の長崎県道路交通法施行規則別記様式第7号及び別記様式第8号による用紙で、現に残存するものは、当分の間、それぞれ、この規則による改正後の別記様式第7号及び別記様式第8号の様式に代えて使用することができる。

附 則（令和3年長崎県公安委員会規則第7号）

この規則は、令和3年10月8日から施行する。

附 則（令和4年長崎県公安委員会規則第3号）

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第46条、第47条、第57条、第58条及び第59条の2の改正規定は、同年5月13日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の長崎県道路交通法施行細則別記様式第4号、別記様式第5号、別記様式第7号及び別記様式第8号の様式は、当分の間、それぞれ、この規則による改正後の別記様式第4号、別記様式第5号、別記様式第7号及び別記様式第8号の様式に代えて使用することができる。

3 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の長崎県道路交通法施行細則第8条第9項の規定により交付されている標章は、この規則による改正後の長崎県道路交通法施行細則第8条第9項の規定により交付された標章とみなす。

附 則（令和4年長崎県公安委員会規則第11号）

この規則は、令和4年5月13日から施行する。

附 則（令和4年長崎県公安委員会規則第16号）

1 この規則は、令和5年1月1日から施行する。

2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の長崎県道路交通法施行細則第6条第2項の規定により交付されている別記様式第3号の標章は、この規則による改正後の長崎県道路交通法施行細則第6条第2項の規定により交付された別記様式第3号の標章とみなす。

3 この規則の施行の際、この規則による改正前の長崎県道路交通法施行細則別記様式第3号による標章で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（令和5年長崎県公安委員会規則第6号）

（施行期日）

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、改正前の規定に基づいて施行日前に作成した書類は、改正後の相当規定に基づいて作成したものとみなす。

附 則（令和5年長崎県公安委員会規則第12号）

（施行期日）

1 この規則は、令和5年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、改正前の規定に基づいて施行日前に作成した書類は、改正後の相当規定に基づいて作成したものとみなす。

附 則（令和6年長崎県公安委員会規則第1号）

この規則は、令和6年3月1日から施行する。

別表第1（第8条関係）

障害の区分		障害の級別	重度障害の程度
視覚障害		1級から3級までの各級及び4級の1	特別項症から第四項症までの各項症
聴覚障害		2級及び3級	特別項症から第四項症までの各項症
平衡機能障害		3級	特別項症から第四項症までの各項症
上肢不自由		1級、2級の1及び2級の2	特別項症から第三項症までの各項症
下肢不自由		1級から4級までの各級	特別項症から第三項症までの各項症
体幹不自由		1級から3級までの各級	特別項症から第四項症までの各項症
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級及び2級（一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く。）	
	下肢機能	1級から3級までの各級（一下肢のみに運動機能障害がある場合を除く。）	
心臓機能障害		1級及び3級	特別項症から第三項症までの各項症
じん臓機能障害		1級及び3級	特別項症から第三項症までの各項症
呼吸器機能障害		1級及び3級	特別項症から第三項症までの各項症
ぼうこう又は直腸の機能障害		1級及び3級	特別項症から第三項症までの各項症
小腸機能障害		1級及び3級	特別項症から第三項症までの各項症
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1級から3級までの各級	
肝臓機能障害		1級から3級までの各級	特別項症から第三項症までの各項症

別表第2（第16条の2関係）

路線名	区間
高速自動車国道 （長崎自動車道）	長崎県東彼杵郡東彼杵町坂本郷字頭山693番25から長崎県長崎市早坂町1,085番2まで
一般国道34号	長崎県東彼杵郡東彼杵町坂本郷字俵坂東2,228番1から長崎県長崎市万才町2番2まで
一般国道34号 （長崎バイパス）	長崎県諫早市多良見町市布1,496番1から長崎県長崎市昭和町614番9まで
一般国道34号 （長崎バイパス）	長崎県長崎市川平町964番5から長崎県長崎市西山町4丁目13番3まで
一般国道35号	長崎県佐世保市木原町520番5から長崎県佐世保市八幡町51番1まで
一般国道202号	長崎県西海市西彼町小迎郷2,514番から長崎県西海市西海町中浦北郷1,810番1まで
一般国道202号	長崎県長崎市宝町5番10から長崎県長崎市万才町2番2まで
一般国道202号	長崎県長崎市宝町5番10から長崎県長崎市旭町5番を經由して長崎県長崎市大黒町14番5まで
一般国道202号	長崎県長崎市塩浜町59番1地先から長崎県長崎市旭町3,000番4地先まで
一般国道205号	長崎県佐世保市大塔町6番1から長崎県東彼杵郡東彼杵町彼杵宿郷字江頭760番5まで
一般国道205号	長崎県佐世保市崎岡町3,255番1から長崎県佐世保市崎岡町3,487番2まで
一般国道205号	長崎県佐世保市崎岡町3,255番1から長崎県佐世保市崎岡町2,963番1まで

一般国道205号	長崎県佐世保市崎岡町2,963番1から長崎県佐世保市崎岡町3,487番2まで
一般国道206号	長崎県長崎市宝町5番10から長崎県西海市西彼町小迎郷2,514番まで
一般国道206号 (川平有料道路)	長崎県西彼杵郡時津町元村郷862番5から長崎県長崎市川平町964番5まで
一般国道207号	長崎県西彼杵郡時津町浦郷301番26から長崎県西彼杵郡長与町斎藤郷45番4まで
一般国道251号	長崎県島原市下川尻町4番地先から長崎県雲仙市愛野町乙746番4地先まで
一般国道251号	長崎県長崎市田中町79番13地先から長崎県長崎市田中町279番24地先まで
一般国道251号	長崎県雲仙市愛野町甲字宮添4,399番4地先から長崎県諫早市森山町田尻1,622番5地先
一般国道324号	長崎県長崎市新地町105番2地先から長崎県長崎市早坂町1,133番地先まで
一般国道324号	長崎県長崎市早坂町1,121番1地先から長崎県長崎市早坂町1,647番13地先まで
一般国道384号	長崎県佐世保市三浦町300番地先から長崎県佐世保市万津町73番地先まで
一般国道389号	長崎県雲仙市国見町土黒甲2番6地先から長崎県雲仙市国見町土黒甲28番1地先まで
一般国道444号	長崎県大村市桜馬場2丁目334番から長崎県大村市池田2丁目584番8まで
一般国道497号 (西九州自動車道)	長崎県北松浦郡佐々町沖田免字波恵崎136番地2から佐賀県武雄市西川登町大字神六(県境)まで

一般国道497号 (西九州自動車道)	長崎県松浦市今福町滑栄免字札ノ元1,062番1 (県境) から長崎県松浦市志佐町浦免字大浜197番42まで
一般国道499号	長崎県長崎市小ヶ倉町2丁目217番から長崎県長崎市江川町492番3まで
一般国道499号	長崎県長崎市戸町4丁目913番7地先から長崎県長崎市小ヶ倉町2丁目211番地先まで
主要地方道 香焼江川線	長崎県長崎市香焼町414番から長崎県長崎市江川町492番3まで
主要地方道 佐世保日野松浦線	長崎県佐世保市平瀬町官公有無番地から長崎県佐世保市矢岳町1番2まで
主要地方道 佐世保日野松浦線	長崎県佐世保市日野町825番1地先から長崎県佐世保市川下町142番2地先まで
主要地方道 佐世保港線	長崎県佐世保市松浦町46番から長崎県佐世保市矢岳町1番2まで
主要地方道 大村貝津線	長崎県諫早市貝津町1,579番地先から長崎県諫早市貝津町1,550番7地先まで
主要地方道 大島太田和線	長崎県西海市西海町中浦北郷1,810番1から長崎県西海市大島町1,323番17まで
主要地方道 崎戸大島線	長崎県西海市大島町1,813番17から長崎県西海市大島町1,616番3まで
一般県道 寺島馬込港線	長崎県西海市大島町1,323番17から長崎県西海市大島町1,813番17まで
一般県道 黒瀬馬込港線	長崎県西海市大島町1,605番1から長崎県西海市大島町1,616番3まで
一般県道 長与大橋町線	長崎県長崎市昭和町618番から長崎県長崎市大橋町7番18まで
一般県道	長崎県長崎市西山町4丁目13番3から長崎県長崎市馬町83番3

昭和馬町線	まで
一般県道 小ヶ倉田上線	長崎県長崎市小ヶ倉町2丁目217番から長崎県長崎市上戸町117番4まで
一般県道 長崎インター線	長崎県長崎市早坂町1,086番1地先から長崎県長崎市早坂町1,116番1地先まで
一般県道 神ノ島飽ノ浦線	長崎県長崎市西泊町75番21地先から長崎県長崎市塩浜町48番地先まで
一般県道 長崎式見港線	長崎県長崎市茂里町6番2に隣接する水路地先から長崎県長崎市城栄町288番2地先まで
一般県道 長崎式見港線	長崎県長崎市幸町71番地先から長崎県長崎市元船町14番36地先まで
一般県道 長崎式見港線	長崎県長崎市尾上町1番18地先から長崎県長崎市尾上町2番7地先まで
一般県道 長崎式見港線	長崎県長崎市尾上町1番47地先から長崎県長崎市尾上町2番7地先まで
一般県道 長崎空港線	長崎県大村市箕島町593番2地先から長崎県大村市桜馬場2丁目370番1地先まで
一般県道 長崎南環状線	長崎県長崎市新戸町3丁目858番182地先から長崎県長崎市早坂町1647番12地先まで
長崎市道 古河町上戸町線	長崎県長崎市古河町1番1から長崎県長崎市上戸町117番4まで
長崎市道 香焼町1号線	長崎県長崎市香焼町414番から長崎県長崎市香焼町20番まで
長崎市道 元船町13号線	長崎県長崎市元船町5番1地先から長崎県長崎市元船町12番5地先まで
長崎市道 稲佐町若草町線	長崎県長崎市梁川町2,400番地先から長崎県長崎市若草町1番3地先まで

長崎市道 大黒町麴屋町線	長崎県長崎市大黒町7番1地先から長崎県長崎市上町1番5地先まで
長崎市道 勝山町上町1号線	長崎県長崎市勝山町30番6地先から長崎県長崎市上町1番5地先まで
長崎市道 田中町中里町線	長崎県長崎市田中町279番24地先から長崎県長崎市田中町1,027番8地先まで
長崎市道 磯道町柳田町線	長崎県長崎市毛井首町551番1地先から長崎県長崎市柳田町57番1地先まで
長崎市道 毛井首町土井首町1号線	長崎県長崎市毛井首町551番1地先から長崎県長崎市毛井首町509番24地先まで
長崎市道 桜町1号線	長崎県長崎市桜町2番1地先から長崎県長崎市桜町2番1地先まで
諫早市道 中央地区西線	長崎県諫早市多良見町囿446番地先
諫早市道 中央地区2号線	長崎県諫早市多良見町囿446番地先から長崎県諫早市多良見町囿444番地先まで
諫早市道 赤島線	長崎県諫早市久山町2,987番7地先から長崎県諫早市久山町2,014番20地先まで
諫早市道 赤島東線	長崎県諫早市久山町2,014番70地先から長崎県諫早市久山町2,014番53地先まで
諫早市道 中核工業団地1号線	長崎県諫早市貝津町1,636番15地先から長崎県諫早市貝津町1,830番53地先まで
佐世保市道 佐世保相浦循環線	長崎県佐世保市平瀬町3番6地先から長崎県佐世保市日野町824番5地先まで
佐世保市道 立神町線	長崎県佐世保市立神町23番31地先から長崎県佐世保市立神町22番2地先まで

佐世保市道 万津町2号線	長崎県佐世保市万津町58番地先から長崎県佐世保市万津町67番地先まで
時津町道 八工区線	長崎県西彼杵郡時津町日並郷3,605番1地先から長崎県西彼杵郡時津町日並郷3,607番2地先まで
時津町道 八工区線	長崎県西彼杵郡時津町日並郷3,607番2地先から長崎県西彼杵郡時津町日並郷3,619番地先まで
時津町道 八工区線	長崎県西彼杵郡時津町日並郷3,619番地先から長崎県西彼杵郡時津町日並郷3,450番15地先まで
臨港道路	長崎県西彼杵郡時津町元村郷862番5から長崎県長崎市畝刈町1,613番89まで
臨港道路	長崎県長崎市畝刈町1,613番89から長崎県長崎市京泊町1,589番まで
臨港道路	長崎県長崎市小ヶ倉町3丁目（長崎港コンテナヤード）から長崎県長崎市小ヶ倉町3丁目88番まで
臨港道路	長崎県諫早市貝津町1,550番地7先から長崎県諫早市久山町2,014番20地先まで

課題		免許の種類		大型・中型	準中型	普通	
		大型第二種 ・中型第二種	普通第二種				
路上試験課題設定基準	信号通過又は一時停止	3回以上	3回以上	3回以上	3回以上	1回以上	
	右折・左折	それぞれ3回以上	それぞれ3回以上	それぞれ3回以上	それぞれ3回以上	それぞれ2回以上	
	横断歩道の通過	6回以上	6回以上	4回以上	4回以上	2回以上	
	場内コース	方向変換又は縦列駐車	1回	1回	1回	1回	1回
		障害物設置場所の通過	1回	1回	1回	1回	1回
		鋭角コースの追加	1回	1回	—	—	—
	路端への停車及び発進	3回	4回	—	1回	1回	
	転回	—	1回	—	—	—	
	走行距離（路上コース）	6,000m以上	6,000m以上	5,000m以上	5,000m以上	4,500m以上	
	試	試験は、正確な法令履行及び運転操作によって、道路及び交通の状況に応じて安全かつ円滑な走行ができるかどうかについて行うものとする。					

<p>験 課 題 履 行 条 件</p>	<p>場 内 試 験</p> <p>場内試験の課題を履行する場合の条件は、次のとおりとする。</p> <p>1 採点の範囲 採点は、乗車する時から下車する時までの間について行う。ただし、乗車地点から試験の起点に至るまでのならし走行中は採点しない。 なお、乗車する時には「安全措置不適」等の乗車行為に係る減点細目についてのみ採点を行い、ならし走行から試験に移行する際に一旦停車しない場合は、ならし走行発進時に「アクセルむら」、「エンスト」、「逆行」、「合図不履行等」、「安全不確認」等の発進行為に係る減点細目についても採点する。</p> <p>2 安全運転支援装置 安全運転支援装置は、一定以上の速度で走行している場合には適切に作動しない場合があるなどの限界があるので、運転中は絶えず周囲の状況を確認しながら必要な運転操作を行うこと。また、試験官から指示のあった場合を除き、無効となっている安全運転支援装置の機能を有効としないこと。</p> <p>3 安全確認の方法 安全確認は、原則として直接目視及び後写鏡又は後方等確認装置によること。</p> <p>4 コース コースは全て車道とみなす。</p> <p>5 脱輪時の措置 車輪が縁石に乗り上げたとき（コース外に落輪したとき）は、直ちに停止して、乗り上げる（落輪する）以前の地点まで戻って走行し直すこと。</p> <p>6 指示速度による走行 周回コース又は幹線コースの速度指定区間においては、指示速度に従って走行すること。</p> <p>7 鋭角コースの走行（大型第二種免許、中型第二種免許及び普通第二種免許に係る技能審査の場合） 鋭角コースは、3回以下の切り返しによって通過すること。</p> <p>8 上り坂の停止及び発進 指示した場所で停止し、直ちに発進すること。</p> <p>9 方向変換 方向変換は、コース凹部に後退で入ること。ただし、大型自動車及び中型自動車に係る技能審査については、後方間隔も実施すること。 なお、牽引車<small>けん</small>の方向変換については、方向変換のための後退を終了したときは、牽引車<small>けん</small>と被牽引車<small>けん</small>とを直線の状態で停止させること。</p> <p>10 路端における停車及び発進（大型自動車及び中型自動車の場合） 1回の停車により、車体を道路のできる限り左側端に道路と平行に沿わせ、かつ、車体の先端を指定された停車位置目標のポールに一致させるこ</p>
--	---

と。1回の停車で履行条件を満たせなかった場合は、切り返しを行って停車位置に合わせる。停車完了後は、前方に発進して障害物に接触することなく通過すること。

なお、停車位置に合わせるための切り返しについては範囲の制限はないこととするが、停車位置から前方に発進した後、障害物を避けて通過するために切り返しを行う場合は、車体の先端が停車位置目標のポールより後方とならない範囲で行うこと。

11 隘路^{あい}への進入（大型自動車及び中型自動車の場合）

走行線から車輪をはみ出さずに走行し、そのまま停車することなくおおむね90度車体の向きを変え、進入範囲（路面に引かれた2本のライン及びそれぞれのラインを後方に延長した仮想線に挟まれた範囲）に車体の全部を入れること。

なお、おおむね90度車体の向きを変えた後、進入範囲に車体を入れるために切り返し等を行う場合は、前方は限界線を車体の一部が超えない範囲、後方は2本のラインの後端を後輪が超えない範囲で行うこと。

12 走行終了時の措置

走行を終了したときは、駐車状態にするほか、次のとおりとすること。

- (1) バス型の自動車を除く四輪車は車体の先端を、また、バス型の自動車は中央ドアの中心を指示した停止目標物（ポール等）に一致させる。
- (2) 大型特殊自動車で作業機具を接地させる構造のものは、前記（1）のほか作業機具を水平に接地させる。
- (3) 二輪車は、前車輪の先端を停止目標物（ポール等）に一致させ、サイドスタンド（サイドスタンドのない車両は、メインスタンド）を立てる。

13 特別コースの走行（二輪車の場合）

(1) 直線狭路コースの走行

直線狭路台手前の指定地点で一旦停止し、直線狭路台を着座姿勢により、大型自動二輪車（以下「大型二輪車」という。）にあつては10秒以上、普通自動二輪車（以下「普通二輪車」という。）にあつては7秒以上、普通二輪車で総排気量0.125リットル以下の限定条件の付されたもの（以下「小型二輪車」という。）にあつては5秒以上の所要時間で走行すること。

(2) 連続進路転換コースの走行（小型二輪車を除く。）

立体障害物の間を順にS字状に、かつ、大型二輪車にあつては7秒以下、普通二輪車にあつては8秒以下の所要時間で走行すること。

(3) 波状路コースの走行（大型二輪車に限る。）

立ち姿勢（スクーター型の大型二輪車は着座姿勢）により、できる限り遅い速度で走行すること。

(4) 指定速度からの急停止

指定速度（大型二輪車及び普通二輪車は40キロメートル毎時、小型二輪車は30キロメートル毎時の速度とする。）を保ち、指定位置（急制動

開始線をいう。) で急制動を行い、車輪をロックさせずに急停止区間内で安定した停止をすること。

なお、指定速度に達しない速度で指定位置にさしかかった場合又は指定位置では指定速度に達していたが、その手前から制動を開始した場合は、試験官の指示に従って1回に限りやり直しをするものとする。

(5) 側車付き二輪車は、前記(4)の項目(指定速度からの急停止)のみ行うものとする。

路上試験

路上試験の課題を履行する場合の条件は、次のとおりとする。

1 採点の範囲

(1) 路上コースの採点は、乗車する時から下車する時までの間について行う。ただし、場内コースの乗車地点から試験の起点に至るまでの場内コース走行中、場内ならし走行中、路上ならし走行中及び場内コースの降車地点において下車する場合の場内コース走行中は採点しない。

なお、乗車する時には「安全措置不適」等の乗車行為に係る減点細目についてのみ採点を行い、路上ならし走行から試験に移行する際に一旦停車しない場合は、路上ならし走行発進時に「アクセルむら」、「エンスト」、「逆行」、「合図不履行等」、「安全不確認」等の発進行為に係る減点細目についても採点する。また、場内コースの降車地点において下車する場合においては、停車する際に「駐停車方法違反」、「駐車措置違反」、「合図不履行等」、「安全不確認」等の駐車行為に係る減点細目について採点し、かつ、大型第二種免許及び中型第二種免許に係る路端への停車及び発進の3回目を場内の発着点等で実施する場合は、当該課題実施時に「停止位置不適」、「駐停車方法違反」、「合図不履行等」、「安全不確認」、「後車妨害」等の当該課題の実施に係る減点細目についても採点する。

(2) 場内コースにおける方向変換の採点については、方向変換コースの出入口部の採点範囲内に車体の一部が入り始めてから、方向変換を実施後に出入口部の採点範囲から車体の全部が出るまでの間について行う。ただし、採点範囲から出ている車体部分については、採点しない。

(3) 場内コースにおける縦列駐車の採点については、縦列駐車コースと平行に停止してから、駐車範囲内(コースに設置された立体障害物の右側端を結ぶ線の内側)に車体の全部を入れ、その範囲から車体が全部出るまでの間とする。

(4) 場内コースにおける鋭角コースの採点については、鋭角コースの採点範囲内に車体の一部が入り始めてから、そのコースの採点範囲から車体の全部が出るまでの間とする。ただし、採点範囲から出ている車体部分及びコース進入時の右左折行為のみに伴う後輪の脱輪については、採点しない。

2 安全運転支援装置

場内試験に準じる。

3 安全確認の方法

場内試験に準じる。

4 路端への停車及び発進（準中型免許、普通免許、大型第二種免許、中型第二種免許及び普通第二種免許の場合）

(1) 準中型免許及び普通免許の場合は、試験官からの「停車可能な場所で停車してください。」という趣旨の合図の後、合理的かつ速やかに停車すること。

(2) 大型第二種免許及び中型第二種免許の場合は、試験官から指定された目標物を車両の中央ドア（前部ドアしかない車両の場合は、幅おおむね1メートルの中央ドアを想定した表示）の中心に合わせて停車すること。

なお、路端への停車及び発進は3回実施するが、路上で2回しかできなかった場合、3回目については場内の発着点等で実施することとする。

(3) 普通第二種免許の場合は、試験官から目標物を指定されたときは、指定された目標物を左側後部のドアの中心に合わせて停車すること。また、試験官から「停車可能な場所で停車してください。」という趣旨の合図があったときは、合理的に最も近接した場所に停車することとするが、停車禁止場所を含んだ箇所では合図があったときは、停車禁止場所を避けた上で合理的に最も近接した場所に停車すること。

なお、指定場所における停車は1回、直前合図による停車は3回（うち停車禁止場所を含んだ箇所での停車は1回）実施することとする。

(4) 路端に停車する際には、ドアを開ける分の幅は考慮しないこととし、停車時は、ギアをニュートラル（AT車はパーキング）とし、ハンド（駐車）ブレーキ、ブレーキペダル等によるブレーキを効かせていること。また、試験官の発進合図の後に発進すること。

5 転回（普通第二種免許の場合）

試験官に指示された区間内で、できる限り速やかに転回すること。

転回を行うに当たっては、中央線に寄ってから行う、又は一旦左側で停車してから行う等の方法でも良いが、交差点の交差路又は道路外の施設の出入口に一旦入り込んでのスイッチターン（道路が、積雪又は凍結している場合を除く。）や信号機のある交差点での転回は行わないこと。

6 脱輪時の措置（場内コースの場合）

場内試験に準じる。

7 鋭角コースの走行（場内コースの場合）

場内試験に準じる。

8 方向変換（場内コースの場合）

方向変換は、コース凹部に後退で入ること。

9 縦列駐車（場内コースの場合）

コースに平行して停止した後に後退を開始し、駐車範囲内（縦列駐車コースに設置された立体障害物の右側端を結ぶ線の内側）に車体の全部を入

	<p>れた後に発進すること。</p> <p>10 走行終了時の措置 走行を終了したときは、駐車状態とすること。</p> <p>11 実施上の留意事項 路上試験の安全性の確保のため、準中型免許及び普通免許を除き、場内コースを先に実施するものとする。準中型免許及び普通免許における場内コースについては、路上コースの後に実施するものとする。</p>	
試験中止事項	次に掲げる事項に該当したときは、試験を中止するものとする。	
	中止事項	中止適用基準
	危険行為等	<p>採点基準に定める次の事項に該当したとき。</p> <p>1 場内試験 逆行（大）、発進不能、指定速度到達不能、急停止区間超過、暴走、転倒、通過不能、脱輪（大）、接触（大）、右側通行、安全地帯等進入、後車妨害、信号無視、進行妨害、横断等禁止違反、指定場所不停止、安全間隔不保持、踏切不停止等、追越し違反、割込み、安全運転義務違反</p> <p>2 路上試験 逆行（大）、発進不能、暴走、ふらつき（大）、通過不能、脱輪（大）、接触（大）、右側通行、安全地帯等進入、後車妨害、信号無視、進行妨害、横断等禁止違反、指定場所不停止、歩行者保護不停止等、安全間隔不保持、踏切不停止等、追越し違反、割込み、安全運転義務違反、通行禁止違反</p>
	試験官補助	試験中に、危険を回避するため試験官がブレーキ若しくはハンドルを操作した場合、試験を同乗以外の方法で行うとき等において試験官が直接ブレーキ等の操作ができないときに口頭による指示等の手段によりこれに代わる補助を行った場合又は危険を回避するために安全運転支援装置が作動してアクセル、ブレーキ若しくはハンドルの操作が行われた場合
	減点超過	減点した合計点によって、合格基準に定める免許の種類ごとの成績を得ることができないことが明らかとなった場合
指示違反	試験実施のための指示をしたにもかかわらず、これに従わない場合	
採点	採点は、次に定める減点事項に該当するものについて、減点して行うものとする。ただし、特別減点細目に該当するものについては、1回目は減点を保留する	

基準

が、2回以上該当した場合は、遡って1回目からその全てを減点する。
注

- (1) 減点数欄の○印は、特別減点細目を示す。
- (2) 減点数欄の「危」は、試験中止事項の危険行為等を示す。
- (3) 減点数欄の「路上」は路上試験、「場内」は場内試験を示す。

1 安全措置及び運転姿勢

減点細目	減点数		減点事項
	路上	場内	
安全措置不適	5 (10)	5 (10)	運転に必要な安全措置をしない場合 () は、シートベルトを着用しないとき。
運転姿勢不良(四輪)	5	5	正しい姿勢で四輪車を運転しない場合
運転姿勢不良(二輪)	—	10	正しい姿勢で二輪車の運転をしない場合

2 発進

減点細目	減点数		減点事項
	路上	場内	
アクセルむら	⑤	⑤	アクセルとクラッチの調和が不円滑な場合
エンスト	⑩	⑤	操作不良等のためエンジンの作動が停止した場合
逆行(小)	10	10	進行しようとする方向に対して逆行した場合
逆行(中)	20	20	進行しようとする方向に対して著しく逆行した場合
逆行(大)	危	危	進行しようとする方向に対して逆行し危険な場合

発進手間 どり	⑩	⑤	判断不良又は操作不良のため発進に手間どった場合
発進不能	危	危	発進に著しく手間どり他の交通に支障を及ぼすおそれがある場合
3 速度維持			
減点細目	減点数		減点事項
	路上	場内	
指定時間 過不足	—	5	直線狭路台を決められた時間以上をかけて走行しない場合又は連続進路転換コースを決められた時間以下で走行しない場合
速度維持 (課題 外)	⑩	⑩	加速緩慢などのため必要な速度を出せない場合
速度維持 (課題)	—	10	指示した速度を出さない場合
指定速度 到達不能	—	危	指定速度からの急停止で、指示した速度に達しない場合
4 合図及び安全確認			
減点細目	減点数		減点事項
	路上	場内	
合図不履行等 (発進)	5	5	路端から発進する場合に進路を変えるための合図が不適切なとき。
合図不履行等 (進路変更)	5	⑤	同一方向に進行しながら進路を変える場合に法第53条第1項又は第4項に違反したとき。

合図不履行等（右左折）	5	⑤	右折又は左折する場合に法第53条第1項又は第4項に違反したとき。
合図不履行等（環状交差点）	5	—	環状交差点を出る場合に法第53条第2項又は第4項に違反したとき。
安全不確認	10	10	法第33条第1項（停止を除く。）、法第36条第4項前段、法第37条の2第3項前段若しくは法第71条第1項第4号の3に違反した場合又は安全確認が必要な場合に安全を確認しない場合
5 制動			
減点細目	減点数		減点事項
	路上	場内	
惰力走行	⑤	⑤	エンジンブレーキを活用しないで惰力走行した場合
	5	5	坂道でエンジンブレーキを活用しないで惰力走行した場合
制動操作不良	⑤	⑤	ブレーキの構えをしない場合、ブレーキを数回に分けて踏まない場合、一時停止中にブレーキをかけていない場合、路端への停車及び発進の課題による停車中にギアをニュートラル（AT車はパーキング）とし、ハンドブレーキ及びブレーキペダル等によるブレーキを効かせていない場合、二輪車でブレーキペダル側の足をついて停止若しくは発進した場合又はブレーキ操作が円滑でない場合
制動操作不良（クリープ）	10	5	停止状態を保持すべき場合にクリープ現象のため移動したとき。
速度速過ぎ（小）	10	10	道路及び交通の状況に適した速度より速い速度の場合（徐行義務のあるときを除く。）

速度速過ぎ（大）	20	20	道路及び交通の状況に適した速度より著しく速過ぎる速度の場合（徐行義務のあるときを除く。）又はカーブ内でブレーキをかけた場合
急停止区 間超過	—	危	指定速度からの急停止で、急停止区間内に停止できない場合
暴走	危	危	ブレーキ操作又はアクセル操作不良のため暴走した場合

6 操向

減点細目	減点数		減点事項
	路上	場内	
切り返し	10	5	操作不良又は判断不良のため切り返しをした場合
急ハンドル	10	10	走行中に急激なハンドル操作をした場合
ふらつき （小）	10	10	ハンドル操作が不安定な場合又は二輪車のバランスを保てない場合
ふらつき （大）	危	20	走行中に大きくふらついた場合
転倒	—	危	二輪車で車体を倒した場合
通過不能	危	危	(1) 切り返しをしたため他の交通に支障を及ぼすおそれがある場合 (2) 直線狭路コース、連続進路転換コース、波状路コース及び狭路コースを通過できない場合

7 車体感覚

減点細目	減点数		減点事項
	路上	場内	

停止位置不適	5	5	停止したが、停止線の直前で停止しない場合又は指示した場所に車体の指定箇所を一致させて停止しない場合
巻き込み防止措置不適	10	5	四輪車が左折する場合又は環状交差点に入る場合に巻き込みを防止する措置をしないとき。
側方等間隔不保持	20	20	車体の周囲に安全な間隔を保たない場合
脱輪(小)	10	5	車輪を縁石などに接触させた場合又は車輪の一部をコース側端から逸脱させた場合
脱輪(中)	—	20	四輪車で車輪が縁石又はコース側端から逸脱し、直ちに停止した場合
脱輪(大)	危	危	車輪が縁石若しくはコース側端から逸脱した場合（四輪車で直ちに停止しない場合を含む。）又は隘路 ^{あい} への進入の課題において切り返し範囲を逸脱した場合
接触(小)	—	20	車体が障害物に軽く接触した場合
接触(大)	危	危	接触事故となるおそれがある場合又は路端における停車及び発進の課題において切り返し範囲を逸脱した場合

8 通行区分

減点細目	減点数		減点事項
	路上	場内	
路側帯進入	20	—	法第17条第1項又は法第47条第3項に違反した場合
通行帯違反	10	5	法第20条第1項若しくは第2項に違反した場合又はみだりに車両通行帯からはみ出した場合
追いつか	10	—	法第27条第1項又は第2項に違反した場合

れ義務違反			
バス等優先通行帯違反	10	—	法第20条の2第1項に違反した場合
軌道敷内違反	10	—	法第21条第1項、第2項又は第3項に違反した場合
右側通行	危	危	法第17条第4項に違反し、又は同条第5項に該当する場合で道路の中央から左の部分に障害があり、反対方向からの交通を妨げるおそれがあるにもかかわらず、道路の中央から右の部分にはみ出したとき。
安全地帯等進入	危	危	法第17条第6項に違反した場合
9 進路変更等			
減点細目	減点数		減点事項
	路上	場内	
進路変更違反（狭路コース）	—	5	狭路コースへ左折する場合に法第34条第1項前段に違反したとき。
進路変更違反（交差点）	10	5	法第25条第1項前段若しくは第2項前段、法第34条第1項前段、第2項前段若しくは第4項前段又は法第35条の2第1項前段若しくは第2項前段に違反した場合又は転回する直前に、左にハンドル操作をした場合
進路変更禁止違反	20	10	法第26条の2第1項又は第3項に違反した場合
後車妨害	危	危	法第26条の2第2項に違反した場合又は進路変更の時機を失い、車両の妨害となった場合

10 直進、右左折等			
減点細目	減点数		減点事項
	路上	場内	
右左折方法違反	5	5	法第34条第1項後段、第2項後段若しくは第4項後段又は法第35条の2第1項後段若しくは第2項後段（いずれも徐行を除く。）に違反した場合
安全進行違反	10	10	法第36条第4項後段若しくは法第37条の2第3項後段に違反した場合又は黄信号になる前に交差点を通過しようとして交差点の手前から速度を増した場合
課題不履行	10	—	技量未熟等のため余裕を持って行うことができる状況にもかかわらず、停車又は転回をしない場合
徐行違反	20	20	法第25条第1項若しくは第2項（いずれも徐行のみ）、法第31条ただし書、法第34条第1項後段若しくは第2項後段若しくは第4項後段、法第35条の2第1項後段若しくは第2項後段（いずれも徐行のみ）、法第36条第3項、法第37条の2第2項又は法第42条に違反した場合
進行方向別通行区分違反	20	10	法第35条第1項に違反した場合
交差点等進入禁止違反	20	20	法第50条第1項若しくは第2項に違反した場合又は黄色の信号が表示された場合において停止位置に近接しているため安全に停止することができないにもかかわらず、横断歩道若しくは自転車横断帯又は交差道路に入って停止したとき。
信号無視	危	危	法第7条に違反した場合
優先判断不良	20	10	法第36条第1項若しくは第2項、法第37条、法第37条の2第1項又は法第43条後段に違反するに至らないが先行できる車両等に進路を譲らない場合

進行妨害	危	危	法第36条第1項若しくは第2項、法第37条、法第37条の2第1項又は法第43条後段に違反した場合
指定場所不停止	危	危	法第43条前段に違反した場合
横断等禁止違反	危	危	法第25条の2第1項又は第2項に違反した場合
11 歩行者保護等			
減点細目	減点数		減点事項
	路上	場内	
泥はね運転	10	10	法第71条第1号に違反した場合
横断者保護違反	20	—	法第38条第1項前段若しくは第3項又は法第71条第3号に違反した場合
歩行者保護不停止等	危	—	法第17条第2項、法第25条の2第1項、法第31条（ただし書を除く。）、法第38条第1項後段若しくは第2項若しくは法第71条第2号から第2号の3までに違反した場合又は横断歩道若しくは自転車横断帯のない場所における横断者の通行を妨げた場合
安全間隔不保持	危	危	法第18条第2項に違反した場合
12 最高速度、踏切通過及び駐車等			
減点細目	減点数		減点事項
	路上	場内	
踏切内変速	5	5	踏切を通過する場合には変速装置を操作したとき。
駐車措置	5	5	法第71条第1項第5号に違反した場合又はその他車両

違反			の停止状態を保つための措置をしない場合
警音器使用制限違反等	10	10	法第54条第1項又は第2項に違反した場合
急ブレーキ禁止違反	10	10	法第24条に違反した場合
車間距離不保持	10	10	法第26条に違反した場合
駐停車方法違反	10	5	法第47条第1項、第2項又は第3項に違反した場合
緊急車妨害	20	—	法第40条第1項若しくは第2項又は法第41条の2第1項若しくは第2項に違反した場合
合図車妨害	20	20	法第25条第3項、法第31条の2、法第34条第6項又は法第35条第2項に違反した場合
速度超過	20	20	法第22条第1項に違反した場合又は指示した速度を超過した場合
踏切不停止等	危	危	法第33条第1項（安全確認を除く。）若しくは第2項又は法第50条第2項（踏切のみ）に違反した場合
追越し違反	危	危	法第20条第3項後段、法第28条第1項、第2項若しくは第4項、法第29条又は法第30条に違反した場合
割込み	危	危	法第32条に違反した場合
安全運転義務違反	危	危	法第70条に違反したため試験官補助をした場合
安全運転意識	10	—	他の交通に迷惑を与えたり、危険を及ぼしたりして安全に運転しようとする意識がない場合
警報	10	10	危険を回避するため、安全運転支援装置が事前警報を

			発した場合（場内の狭路コース走行中を除く。）
駐停車違反	20	—	法第44条第1項に違反した場合
駐車違反	10	—	法第45条第1項又は第2項に違反した場合
通行禁止違反	危	—	法第8条第1項に違反した場合
合格基準	<p>試験の成績は100点満点とし、免許の種類ごとに次に掲げる得点のものを合格とする。</p> <p>1 第二種運転免許は、80点以上</p> <p>2 第一種運転免許、準中型仮免許及び普通仮免許は、70点以上</p> <p>3 大型仮免許及び中型仮免許は、60点以上</p>		

別記様式第1号（第5条関係）

<p>通行禁止除外車両指定申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>長崎県公安委員会 殿</p> <p style="text-align: center;">申請事業所名</p>	
事業所責任者名	電話
主たる運転者氏名	
除外の指定を受けようとする車両番号	
通行許可を受けようとする区域、区間	
除外指定を必要とする事由	
標章番号 交付年月日・期間	No. 年 月 日交付 年 月 日まで
警察署長意見	
備考	

別記様式第2号（第5条関係）

← 17cm →			
署No. _____		↑ 12.7 cm ↓	
通行禁止除外指定車			
車両登録番号 _____	事業所名 _____		電話 _____
除外する区域 又は道路の区間 _____			
有効期限 _____	年 _____		月 _____ 日まで _____
年 _____ 月 _____ 日			
長崎県公安委員会		印	
備考 縁線の色は黄色とする。			
（裏面）			
遵守事項			
1 この標章は、長崎県公安委員会が車両の通行を禁止した道路を通行するとき、自動車の前面の見やすい箇所に掲示すること。			
2 この標章は、指定した車両が除外する区間を通行する場合のみ有効である。			
3 除外する区域又は道路の区間を通行する場合は、特に歩行者に注意して徐行すること。			
4 交通法令を遵守することはもちろん、安全運転を励行し、交通事故の当事者にならないように留意すること。			
5 現場警察官の指示がある場合にはこれに従うこと。			
6 有効期限を経過し、又は内容に変更を生じたときは、速やかに返納すること。			
7 標章を遺失、紛失した場合は、原則として再交付しない。			
8 上記の遵守事項を守らない場合は、指定を取り消されることがある。			

別記様式第3号（第6条関係）

← 17cm →		↑ 12.7 cm ↓
No. _____		
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">歩行者用道路通行許可車</div>		
車両登録番号 _____	主たる運転者 氏 名 _____	電話 _____
許可する区域 又は道路の区間 _____		
有効期限 _____	年 _____	月 _____ 日まで
年 _____ 月 _____ 日		
		警察署長 印

備考 縁線の色は青色とする。

(裏面)

遵守事項

- 1 通行禁止道路通行許可証に記載されている許可条件を厳守すること。
- 2 この標章は、指定した車両が許可する区域又は道路の区間を通行する場合のみ有効である。
- 3 許可する区域又は道路の区間を通行する場合は、特に歩行者に注意して徐行すること。
- 4 交通法令を遵守することはもちろん、安全運転を励行し、交通事故の当事者にならないように留意すること。
- 5 登下校時間帯は、特別の事情がある場合を除き通行しないこと。
- 6 有効期限を経過し、又は内容に変更を生じたときは、速やかに返納すること。
- 7 標章を遺失、紛失した場合は、原則として再交付しない。
- 8 上記の遵守事項を守らない場合は許可を取り消されることがある。

別記様式第4号（第8条関係）

No. _____	
<p>駐車禁止除外車両指定申請書</p> <p>年 月 日</p> <p>長崎県公安委員会 殿</p> <p style="text-align: right;">住所 申請者 氏名</p>	
事業所の所在地	
事業所名及び責任者名	電話
車 両 番 号	
理 由 (用務の具体的内容)	
期 間	年 月 日から 年 月 日まで
備 考	

別記様式第5号（第8条関係）

No. _____	
<p>駐車禁止除外車両指定申請書</p> <p>(身体障害者等使用車両)</p> <p>年 月 日</p> <p>長崎県公安委員会 殿</p> <p style="text-align: right;">住所 申請者 氏名</p>	
使用者 (身体障害者) の住所氏名	電話
車両所有者 (使用者) の住所氏名 ※ 車両を特定する 場合に記載する。	電話
車両登録番号 ※ 車両を特定する 場合に記載する。	
理由	<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 <input type="checkbox"/> 戦傷病者手帳 <input type="checkbox"/> 療育手帳 <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳 <input type="checkbox"/> 医療受給者証 <input type="checkbox"/> 小児慢性特定疾患児手帳 の交付を受け、歩行が困難なため。
期間	年 月 日から 年 月 日まで
備考	使用者（身体障害者等）の障害程度 手帳種別 <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 <input type="checkbox"/> 戦傷病者手帳 <input type="checkbox"/> 療育手帳 <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳 <input type="checkbox"/> 医療受給者証 <input type="checkbox"/> 小児慢性特定疾患児手帳 等級等 _____

別記様式第6号 削除

別記様式第7号（第8条関係）

(表面)	
← 18cm →	
駐車禁止除外指定車	署 No. _____
	発行日 年 月 日
使用中	
車両番号 号	
運転者の連絡先／用務先 別紙のとおり	
有効期限 年 月 日まで	
長崎県公安委員会 印	
備考 縁線の色は緑色とする。	
(裏面)	
注意事項	
1 この標章は、公安委員会による駐車禁止規制が行われている道路の部分以外の場所では使用できません。	
※ 次のような駐車はできません。	
<ul style="list-style-type: none">● 駐停車禁止場所の駐車(道路交通法第44条第1項及び同法第75条の8)● 法定駐車禁止場所の駐車(道路交通法第45条第1項各号及び第2項)● 駐車の方法に従わない駐車(道路交通法第47条)● 車庫代わり駐車(自動車の保管場所の確保等に関する法律第11条第1項)● 長時間駐車(自動車の保管場所の確保等に関する法律第11条第2項)	
2 この標章は、被交付者等が表面記載の車両を現に使用中の場合以外は使用できません。	
3 この標章を使用する場合は、連絡先／用務先を読みやすく記載した紙とともに車両の前面の見やすい箇所に掲出して下さい。	
4 現場において、警察官の指示があった場合には、その指示に従って下さい。	
5 この標章を不正に使用した場合には返納を命ぜられることがあります。	
6 次の場合は、この標章((2)の場合は発見した標章)を速やかに返納して下さい。	
(1) 有効期限が経過したとき。	
(2) 再交付を受けた後において、亡失した標章を発見したとき。	
(3) 使用する必要がなくなったとき。	
被交付者等(法人等については、当該法人等の所在地及び法人名等を記載)	
住所	
氏名	

別記様式第8号（第8条関係）

(表面)	
18cm	13cm
駐車禁止除外指定車	署 No. _____
(身体障害者等使用車両)	発行日 年 月 日
使用中	
車両番号 _____ 号	
※ その他、この標章の交付を受けた本人が現に使用中の車両	
※ 紫外線要保護者使用車両の除外時間については、昼間（日の出から日没まで）に限る。	
運転者の連絡先／用務先 別紙のとおり	
有効期限 _____ 年 月 日 まで	
長崎県公安委員会 印	
備考 緑線の色は緑色とする。	
(裏面)	
注意事項	
1 この標章は、公安委員会による駐車禁止規制が行われている道路の部分以外の場所では使用できません。	
※ 次のような駐車はできません。	
● 駐停車禁止場所の駐車(道路交通法第44条第1項及び同法第75条の8)	
● 法定駐車禁止場所の駐車(道路交通法第45条第1項各号及び第2項)	
● 駐車の方法に従わない駐車(道路交通法第47条)	
● 車庫代わり駐車(自動車の保管場所の確保等に関する法律第11条第1項)	
● 長時間駐車(自動車の保管場所の確保等に関する法律第11条第2項)	
2 この標章は、被交付者等が表面記載の車両を現に使用中の場合以外は使用できません。	
3 この標章を使用する場合は、連絡先／用務先を読みやすく記載した紙とともに車両の前面の見やすい箇所に掲出して下さい。	
4 現場において、警察官の指示があった場合には、その指示に従って下さい。	
5 この標章を不正に使用した場合には返納を命ぜられることがあります。	
6 次の場合は、この標章((2)の場合は発見した標章)を速やかに返納して下さい。	
(1) 有効期限が経過したとき。	
(2) 再交付を受けた後において、亡失した標章を発見したとき。	
(3) 使用する必要がなくなったとき。	
被交付者等	
住所	
氏名	

別記様式第9号（第9条関係）

<p>駐 車 許 可 申 請 書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>警察署長 殿</p> <p style="text-align: center;">申請者 住 所 職 業 氏 名 電話番号 (- -)</p>			
車 両 の 種 別		登 録 (車 両) 番 号	
駐 車 期 間	年 月 日 から 年 月 日まで		
駐 車 時 間	<input type="checkbox"/> 「別記様式第9号の2」記載のとおり <input type="checkbox"/> 午 (前 ・ 後) 時 分 から 午 (前 ・ 後) 時 分 まで		
駐 車 の 場 所	<input type="checkbox"/> 「別記様式第9号の2」記載のとおり <input type="checkbox"/>		
駐 車 の 目 的			
運 転 者	住所		
	氏名 電話番号 (- -)		
緊 急 時 の 連 絡 先	名称又は氏名 電話番号 (- -)		
	(- -)		
備 考			

(注意事項)

- 1 申請者が法人であるときは、申請者の欄には、その名称、主たる事業所の所在地及び代表者の氏名を記載する。
- 2 駐車の場所が2か所以上ある場合には、場所・時間を「別記様式第9号の2」に記載し、本申請書とともに提出する。
- 3 緊急時の連絡先の欄には、緊急に連絡する必要がある場合に常に連絡が取れ、駐車許可証を掲出した際に公になっても差し支えない名称又は氏名及び電話番号を記載する。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第9号の2 (第9条関係)

「別記様式第10号」貼付欄

契印

番号	駐 車 の 場 所	駐 車 時 間
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		
15		

別記様式第10号（第9条関係）

許可番号 第 _____ 号	
駐 車 許 可 証	
登録（車両）番号	
駐 車 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
駐 車 時 間	午（前・後） 時 分から 午（前・後） 時 分まで
駐 車 の 場 所	
駐 車 の 目 的	
緊急時の連絡先	名称又は氏名 電話番号 (- -) (- -)
上記のとおり許可する。	
年 月 日	
警察署長 印	

（裏面）

<p>（遵守事項）</p> <p>次の遵守事項を守らない場合は、許可を取り消されることがある。</p> <ol style="list-style-type: none">1 許可された用務以外の目的で駐車しないこと。2 駐停車禁止場所及び法定の駐車禁止場所には駐車しないこと。3 駐車許可証は、駐車中車両の外部から見やすい場所に掲出すること。4 警察官の指示に従うこと。5 他の車両が駐車している場合は、できる限りその車両と前後の距離を離して駐車すること。6 駐車に係る用務の目的を達成するために必要な時間を超えて駐車しないこと。

別記様式第11号（第9条関係）

許可番号第 号	
駐 車 許 可 証	
登録（車両）番号	電 話
駐 車 日 時	年 月 日 午（前・後） 時 分から 午（前・後） 時 分まで
駐 車 の 場 所	
駐 車 の 目 的	
用 件 先 等	

上記のとおり許可する。

年 月 日

警察署長 印

取扱者（ ）

（裏面）

<p>（ 遵 守 事 項 ）</p> <p>次の遵守事項を守らない場合は、許可を取り消されることがある。</p> <ol style="list-style-type: none">1 許可された用務以外の目的で駐車しないこと。2 駐停車禁止場所及び法定の駐車禁止場所には駐車しないこと。3 駐車許可証は、駐車中車両の外部から見やすい場所に掲出すること。4 警察官の指示に従うこと。5 他の車両が駐車している場合は、できる限りその車両と前後の距離を離して駐車すること。6 駐車に係る用務の目的を達成するために必要な時間を超えて駐車しないこと。
--

別記様式第12号（第12条関係）

年 月 日			
信号機	設 管 設置及び管理	置 理	委任申請書
長崎県公安委員会 殿			
申請者 住所 氏名			
設置理由及び用途			
設置予定年月日			
設置場所			
設置期間			
信号機の 種別型式			
取扱責任者	住所 (勤務地)		
	氏名		電話
その他必要事項			

備考 設置場所の平面図、信号機の取付図及び構造図その他必要な図面を添付すること。

別記様式第13号（第12条関係）

<p>様</p>	<p>長公委（ ）第 号 年 月 日</p>
	<p>長崎県公安委員会 印</p>
<p>信号機 設 置 管 理 委 任 書 設置及び管理</p>	
<p>長崎県道路交通法施行細則第12条の規定により下記信号機の（設置・管理・設置及び管理）を委任します。</p>	
用 途	
設 置 責 任 者	住所 氏名
設 置 年 月 日	年 月 日
設 置 場 所	
設 置 期 間	自 年 月 日 至 年 月 日
信号機の種別型式	
委 任 条 件	

別記様式第14号（第13条関係）

<p style="text-align: center;">信号機 設 置 管 理 設置及び管理</p> <p style="text-align: right;">委任解除申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>長崎県公安委員会 殿</p> <p style="text-align: right;">申請者</p> <p style="text-align: right;">住所</p> <p style="text-align: right;">氏名</p>	
設 置 年 月 日	年 月 日
設 置 場 所	
信号機の種別型式	
解除申請の理由	
備 考	

別記様式第15号（第13条関係）

長公委（ ）第 号 年 月 日	
様	
長崎県公安委員会 印	
信号機 設 置 管 理 委任解除通知書 設置及び管理	
長崎県道路交通法施行細則第13条の規定により下記信号機の（設置・管理・設置及び管理）の委任を解除します。	
受 任 者	住所
	氏名
設 置 年 月 日	
設 置 場 所	
信 号 機 の 種 類 型 式	
委任解除の理由	
備 考	

(遠隔操作型小型車の使用者) (特定自動運行実施者) 住所 殿	長崎県公安委員会達第 号 年 月 日 長崎県公安委員会 印
<h3>報告・資料提出要求書</h3>	
下記の理由により、あなたに対して道路交通法 報告（資料の提出）を要求します。	
理由	
報告事項 又は 資料提出	
備考	
期限	年 月 日まで

(教示文)

- 1 この処分に不服があるときは、行政不服審査法に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に長崎県公安委員会に対して、審査請求をすることができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法に基づき、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に長崎県を被告として（訴訟において長崎県を代表する者は長崎県公安委員会となります。）、提起しなければなりません（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。）。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

長崎県公安委員会達第 号 年 月 日	
(遠隔操作型小型車の使用者) (特定自動運行実施者) 住所	
殿	
長崎県公安委員会 印	
指示書	
道路交通法	第15条の6 第75条の26第1項
の規定により、次のとおり指示します。	
届出番号	
許可証番号	
指示事項	
指示理由	

(教示文)

- この処分に不服があるときは、行政不服審査法に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に長崎県公安委員会に対して、審査請求をすることができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法に基づき、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に長崎県を被告として（訴訟において長崎県を代表する者は長崎県公安委員会となります。）、提起しなければなりません（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。）。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

安全運転管理者に関する届出書

年 月 日

長崎県公安委員会 殿

届出者の住所・氏名

(法人にあつてはその所在地・名称及び代表者の氏名)

住所

氏名

(電話)

安全運転管理者を選任したのでお届けします。

選任年月日	年 月 日			自動車の使用の本拠地	名 称																
安全運転管理者	(ふりがな)				位 置																
氏 名					業種別	1. 官公署 2. 公社公団等 3. 農業 4. 林業 5. 漁業 6. 鉱業 7. 建設業 8. 製造業 9. 卸売・小売業 10. 不動産業 11. 金融保険業 12. 運輸業 13. 電気ガス 14. 通信業 15. サービス業 16. その他															
資 格 要 件	生年月日 (年齢)	(歳)																			
	1 運転管理の実務経験 2年以上	2 運転管理の実務経験 1年以上で公安委員会の 教習修了	3 公安委員会の 認定																		
職務上の地位				自動車台数使用及びの運転者数における	乗 用			貨 物						計							
二年以上の管理経験の場合はその管理経験	勤 務 期 間	勤 務 所 名	職 名		自 動 車 台 数	大 型	中 型	普 通	軽	大 型	中 型	準 中 型	普 通		軽	大 型 特 殊	小 型 特 殊	大 型 二 輪	普 通 二 輪		
	自 . . 至 . .																				
	自 . . 至 . .																				
	自 . . 至 . .																				
前安全運転管理者	解任年月日	年 月 日			運 転 者 数	免 許 種 別	大 型		中 型		準 中 型		普 通		大 特		大 自 二		普 自 二		小 特
	氏 名							一 種	二 種	一 種	二 種	一 種	二 種	一 種	二 種	一 種	二 種				
	解任事由	1 死亡 2 退職 3 転任		副安全運転 管 理 者 選 任 数	名																
		4 解任命令 5 その他 ()																			
備 考																					

(注意事項)

- 1 自動車台数について、二輪車は1台につき0.5台として計上し、第1種原動機付自転車は計上しないこと。
- 2 運転者数は、当該運転者が保有する免許のうち、最上位の免許のみを計上すること。
- 3 届出書には次の書類を添付すること。
 - (1) 住民票の写し、運転免許証の写し、旅券の写し、個人番号カード(おもて面のみ)の写しのいずれか
 - (2) 運転免許を有する安全運転管理者等については自動車安全運転センターが発行する運転記録証明書

副安全運転管理者に関する届出書				
				年 月 日
長崎県公安委員会 殿				
届出者の住所・氏名 (法人にあつてはその所在地・名称及び代表者の氏名)				
住所				
氏名				
(電話)				
副安全運転管理者を選任したのでお届けします。				
選任年月日	年 月 日			
副安全運転 管理者氏名	(ふりがな)			
資 格 要 件	生年月日 (年齢)	(歳)		
	1 運転管理の 実務経験 1年以上	2 運転経験 3年以上	3 公安委員会 の認定	
	職務上の地位			
	の自動車 の 使用			
		名 称		
		位 置		
		勤 務 期 間		勤 務 所 名
		自 . . 至 . .		職 名
		自 . . 至 . .		
		自 . . 至 . .		
運 転 経 験 3 年 以 上 の 場 合	免許の種類			
	免許取得年月日			
	免許番号			
	交付年月日			
	交 付 公安委員会			
		解任年月日		年 月 日
		氏 名		
		解任 事由		
		1 死亡 2 退職 3 転任 4 解任命令 5 その他 ()		
備 考				

(注意事項)

1 届出書には次の書類を添付すること。

- (1) 住民票の写し、運転免許証の写し、旅券の写し、個人番号カード(おもて面のみ)の写しのいずれか(資格要件2の場合は運転免許証の写し)
- (2) 運転免許を有する安全運転管理者等については自動車安全運転センターが発行する運転記録証明書

別記様式第18号（第18条関係）

<p>安全運転管理者 副安全運転管理者</p> <p style="font-size: 24px; font-weight: bold;">解 任 届</p> <p>年 月 日</p> <p>長崎県公安委員会 殿</p> <p style="margin-left: 200px;">所在地 事業所 市 町 名 称 郡</p> <p style="margin-left: 100px;">届出者</p>	
安全運転管理者等の氏名・生年月日	年 月 日（ 歳）
職 務 上 の 地 位	
解 任 年 月 日	年 月 日
自動車の使用の本拠	名 称
	位 置
解 任 の 理 由	
備 考	

別記様式第19号、別記様式第20号及び別記様式第21号 削除

別記様式第22号（第21条関係）

<p>安全運転管理者 副安全運転管理者</p> <p style="font-size: 1.2em; margin-left: 100px;">届出書記載事項変更届</p> <p style="text-align: right; margin-right: 50px;">年 月 日</p> <p>長崎県公安委員会 殿</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">住所 届出者 氏名</p>															
変 更 事 項	項 目				旧					新					
	自動車使用台数														
	自動車使用の本拠の名称及び位置														
	安全運転管理者等の氏名														
その他の															
使用台数内訳	乗 用				貨 物					大特	小特	大自二	普自二	計	※ 自動車使用台数 に変更がある場合は、 確実に内訳を記載 して下さい。
	大型	中型	普通	軽	大型	中型	準中型	普通	軽						
備 考	安全運転管理者									副安全運転管理者					

※ 氏名の変更は、同一人物が養子縁組などにより変更した場合に記入すること。

長崎県公安委員会達第 号 年 月 日	
(自動車の使用者) 住所	
殿	
長崎県公安委員会 印	
解 任 命 令 書	
あなたの選任している 安全運転管理者 を、下記の理由により解任されるよう 副安全運転管理者 副安全運転管理者	
道路交通法第74条の3第6項の規定により命ずる。	
安全運転管理者 等の所属氏名	
理 由	

(注) 新たに安全運転管理者又は副安全運転管理者を選任した場合は、15日以内に公安委員会へ届け出ること。

(教示文)

- この処分に不服があるときは、行政不服審査法に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に長崎県公安委員会に対して、審査請求をすることができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法に基づき、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に長崎県を被告として（訴訟において長崎県を代表する者は長崎県公安委員会となります。）、提起しなければなりません（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。）。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

長崎県公安委員会達第 号 年 月 日	
(自動車の使用者) 住所	
殿	
長崎県公安委員会 印	
是 正 措 置 命 令 書	
下記の理由により、あなたに対して道路交通法第74条の3第8項の規定に基づき、その 是正のために必要な措置をとるべきことを命ずる。	
安全運転管理者 等の所属氏名	
理 由	

(教示文)

- 1 この処分に不服があるときは、行政不服審査法に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に長崎県公安委員会に対して、審査請求をすることができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法に基づき、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に長崎県を被告として（訴訟において長崎県を代表する者は長崎県公安委員会となります。）、提起しなければなりません（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。）。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

別記様式第24号（第23条関係）

<p>安全運転管理者 副安全運転管理者</p> <p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">資格認定申請書</p> <p style="text-align: right; margin: 0;">年 月 日</p> <p>長崎県公安委員会 殿</p> <p style="text-align: center; margin: 10px 0;">申請者住所 (使用人・代理人) 氏名又は名称</p> <p>下記の者を道路交通法第74条の3 第1項 安全運転管理者 第4項 副安全運転管理者 として</p> <p>選任したいので道路交通法施行規則第9条の9 第1項第2号 第2項第2号 の規定により認定を 申請します。</p>				
本籍				
住所				
ふりがな 氏名		生年 月日	年 月 日生	
職務上の地位				
認定を受けようとする資格の内容	安全運転管理者			
	1 運転管理関与3年以上	2 交通安全教育従事3年以上	3 業務管理3年以上	4 その他適当と認められた者
	副安全運転管理者			
	1 運転管理関与2年以上	2 交通安全教育従事2年以上	3 運転免許を受けていた期間5年以上	
資格要件				

(注)「資格要件」欄には、認定を受けようとする資格内容を次によって記入すること。

- (1) 運転管理及び運転管理関与は、勤務期間、勤務箇所及び職務内容の経歴を記載すること。
- (2) 運転者は、運転免許の種別、免許年月日、免許証番号、交付年月日及び交付公安委員会名を記載すること。
- (3) 適当と認められた者は、その理由を具体的に記載すること。

安全運転管理者
副安全運転管理者
認定書

本籍

住所

氏名

年 月 日生

上記の者は、道路交通法施行規則第9条の9
第1項第2号
第2項第2号
の規定により

安全運転管理者
副安全運転管理者
として資格を有することを認定する。

年 月 日

長崎県公安委員会

印

別記様式第26号（第24条関係）

教 習 申 請 書

年 月 日

長崎県公安委員会 殿

申請者（自動車の使用者）

住 所

氏名又は名称

下記の者に、道路交通法施行規則第9条の9第1項第2号に定める自動車の運転の管理に関する教習を受けさせたいので申請します。

自動車の使用 の本 拠	位 置			
	名 称			
教習を受ける資格を得ようとする者	住 所			
	氏 名 経歴又は運転歴 (経歴については、安全運転管理に関する事項のみを記入すること。)		生年月日	年 月 日
		期 間	職務上の地位	安全運転管理の具体的内容
		年 月から 年 月まで		
		年 月から 年 月まで		
		年 月から 年 月まで		
		年 月から 年 月まで		

長崎県公安委員会指令第 号

修了証書

本籍

住所

氏名

年 月 日生

7 cm

上記の者は道路交通法施行規則第9条の9第1項第2号に定める自動車の運転の管理に関する教習を修了したことを証する。

年 月 日

長崎県公安委員会

印

10 cm

長崎県公安委員会達第 号 年 月 日	
(自動車の使用者) (安全運転管理者) 住所	
殿	
長崎県公安委員会 印	
<h3>報告・資料提出要求書</h3>	
下記の理由により、あなたに対して道路交通法 第75条の2の2第1項 第75条の2の2第2項 の規定に基づき、 報告（資料の提出）を要求します。	
理 由	
報告事項 又は 資料提出	
備 考	
期 限	年 月 日まで

(教示文)

- 1 この処分に不服があるときは、行政不服審査法に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に長崎県公安委員会に対して、審査請求をすることができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法に基づき、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に長崎県を被告として（訴訟において長崎県を代表する者は長崎県公安委員会となります。）、提起しなければなりません（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。）。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

長公委（交企）第 号
年 月 日

様

長崎県公安委員会 印

特定自動運行の許可に関する意見聴取書（甲）

年 月 日、別紙1（特定自動運行許可申請書の写し）のとおり、道路交通法第75条の12第1項の規定による特定自動運行の許可の申請があったので、同法第75条の13第2項の規定に基づき、別紙 の書類を添えて意見を聴取します。

つきましては、年 月 日までに文書をもって回答願います。

1 申請者の氏名又は名称

2 意見聴取の内容

- 一 特定自動運行用自動車には、自動運行装置が搭載されているか。また、当該自動運行装置は、運転者を要する自動運行装置ではないか。
- 二 特定自動運行計画は、当該特定自動運行用自動車の自動運行装置に係る使用条件を常に満たした状態で特定自動運行を行うこととしているものであるか。
- 三 特定自動運行計画に従って行われる特定自動運行による人又は物の運送は、特定自動運行により生じた交通の支障によって影響を受ける地域住民に対し、当該地域における移動手段の確保等の住民の利便の向上や、医療、介護等の出張サービスの提供等の住民の福祉の向上をもたらすような事情が認められるものであるか。

取扱者の氏名及び連絡先

長公委（交企）第 号
年 月 日

様

長崎県公安委員会 印

特定自動運行の許可に関する意見聴取書（乙）

年 月 日、別紙1（特定自動運行許可申請書の写し）のとおり、道路交通法第75条の12第1項の規定による特定自動運行の許可の申請があったので、道路交通法施行規則第9条の22の規定に基づき、別紙 の書類を添えて意見を聴取します。

意見があれば、年 月 日までに文書をもって回答願います。

1 申請者の氏名又は名称

2 意見聴取の内容

取扱者の氏名及び連絡先

長公委（交企）第 号
年 月 日

様

長崎県公安委員会 印

特定自動運行に係る行政処分に関する意見聴取書

道路交通法 の規定により、別紙（ の写し）のとおり、 を行うことを予定しているところ、同法第75条の26第2項の規定に基づき、意見を聴取します。

意見があれば、 年 月 日までに文書をもって回答願います。
期日までに回答がない場合には、本意見聴取に対し意見がないものとして取り扱います。

1 特定自動運行実施者の氏名又は名称

2 意見聴取の内容

上記の特定自動運行実施者に対し、

を行うことについて、意見はあるか。

取扱者の氏名及び連絡先

別記様式第28号の5（第26条の7関係）

特定自動運行に係る許可証返納届

年 月 日

長崎県公安委員会 殿

住 所
届出者
氏 名

第9条の38第1項
道路交通法施行規則 の規定により、届け出ます。
第9条の38第3項

許 可 証 番 号	長崎県公安委員会指令第 号
返 納 理 由 の 発 生 年 月 日	年 月 日
返 納 理 由	

別記様式第29号（第30条、第32条関係）

緊急自動車 指定申請書 道路維持作業用自動車			
年 月 日			
長崎県公安委員会 殿			
住所 申請者 氏 名			
用 途			
車 種		車 名	
型 式	型	自動車登録番号 又は車両番号	
定 員	人	車 台 番 号	
サイレン の 数	個	警光灯・黄色 の灯火の数	個
使用の 本拠位置			
所有者又は 管理者の 住所氏名			
使用者の 住所 氏 名			
その他 必要な 事 項			

備考 申請者又は所有者・管理者が法人であるときは、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載すること。

別記様式第30号（第30条、第32条関係）

長崎県公安委員会指令第 号			
緊急自動車 指定書 道路維持作業用自動車			
用途			
車種		車名	
型式	型	自動車登録番号 又は車両番号	
定員	人	車台番号	
サイレン の数	個	警光灯・黄色 の灯火の数	個
使用の本 拠位置			
所有者又は 管理者の 住所氏名			
使用者の 住所氏名			
備考			
緊急自動車 上記自動車を として指定する。 道路維持作業用自動車 年 月 日 長崎県公安委員会 印			

別記様式第31号（第30条、第32条—第34条関係）

緊急自動車 指定書

記載事項変更届

道路維持作業用自動車 確認書

年 月 日

長崎県公安委員会 殿

住所
届出者
氏名

変更 事項	項目	の変更	
	内容	変更前	変更後
	年月日	年 月 日	
理由			
所有者又は管理者 の住所氏名			
指定 ・ 確認 書	指定・確認番号		指定・確認年月日
	長崎県公安委員会指令 第 号		

別記様式第32号（第30条、第32条—第34条関係）

緊急自動車 指定書 再交付申請書 道路維持作業用自動車 確認書			
年 月 日			
長崎県公安委員会 殿			
住所 届出者 氏 名			
用 途			
車 種		車 名	
型 式 車 台 番 号	型	自動車登録番号 又は車両番号	
使 用 の 本 拠 位 置			
所有者又は管理 者の住所氏名			
使 用 者 の 住 所 氏 名			
指 定 書	長崎県公安委員会指令第		号
	年	月	日
確 認 書	長崎県公安委員会指令第		号
	年	月	日
再交付を申請し ようとする理由			

別記様式第33号（第30条、第32条—第34条関係）

<p>緊急自動車指定書 道路維持作業用自動車 確認書</p> <p>返納届</p> <p>年 月 日</p> <p>長崎県公安委員会 殿</p> <p>住所 届出者 氏名</p>	
<p>指定 書番号 確認</p>	<p>長崎県公安委員会指令第 号</p>
<p>指定 年月日 確認</p>	<p>年 月 日</p>
<p>返納の理由</p>	

別記様式第34号（第33条、第34条関係）

緊 急 自 動 車 届 出 書 道路維持作業用自動車 年 月 日 長崎県公安委員会 殿 住 所 届出者 氏 名			
用 途			
車 種		車 名	
型 式	型	自動車登録番号 又は車両番号	
定 員	人	車 台 番 号	
サイレン の 数	個	警光灯・黄色 の灯火の数	個
使 用 の 本 拠 位 置			
所有者又は 管理者の 住 所 氏 名			
使用者の 住 所 氏 名			
備 考			

備考 申請者又は所有者・管理者が法人であるときは、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載すること。

別記様式第35号（第33条、第34条関係）

長崎県公安委員会指令第 号			
緊急自動車 届出確認書 道路維持作業用自動車			
用途			
車種		車名	
型式	型	自動車登録番号 又は車両番号	
定員	人	車台番号	
サイレン の数	個	警光灯・黄色 の灯火の数	個
使用の本拠位置			
所有者又は 管理者の 住所氏名			
使用者の 住所氏名			
備考			
緊急自動車 上記自動車を として届け出たことを確認する。 道路維持作業用自動車 年 月 日 長崎県公安委員会 印			

別記様式第35号の2（第35条の2 関係）

緊急自動車運転資格審査申請書																		
年 月 日																		
長崎県公安委員会 殿																		
氏名・生年月日					年 月 日													
住 所																		
審査に係る緊急自動車の種類					中型 準中型 普通 大白二 普自二 小型二輪													
現 に 受 け て い る 免 許	交付公安委員会					公安委員会												
	交付年月日					年 月 日			有効期限		年 月 日							
	免許証番号																	
	第一種		二・小・原			年 月 日												
	免 許		その他			年 月 日												
	第二種免許					年 月 日												
	免許の種類					大 型	中 型	準 中 型	普 通	大 特	大 白 二	普 自 二	小 特 ・ 原 付	牽 引	大 型 二	中 型 二	普 通 二	大 特 二
免許の条件																		
緊急自動車の使用者					所在地													
					職 名													
					氏 名													

別記様式35号の3（第38条関係）

運転免許技能試験車両指定申請書

年 月 日

長崎県公安委員会 殿

住 所
氏 名

下記車両を道路交通法施行規則第24条第7項の規定による運転免許技能試験車両として指定を申請します。

車 種		車 名	
型 式		保険の有無	
登録番号		年 式	
車体番号		登録年月日	
所有者又は 管理者の 住所・氏名			
使用者の 住所・氏名			
備 考			

別記様式35号の4（第38条関係）

運転免許技能試験車両指定解除申請書

年 月 日

長崎県公安委員会 殿

住 所
氏 名

運転免許技能試験車両として指定を受けた下記車両について指定の解除を申請します。

指定番号		指定年月日	
車 名		型 式	
登録番号		年 式	
車体番号		登録年月日	
所有者又は 管理者の 住所・氏名			
使用者の 住所・氏名			
備 考			

運転免許技能試験車両指定書

申請者

車種

車体番号

登録番号

上記の車両を道路交通法施行規則第24条第7項の規定に基づく技能試験車両として指定する。

年 月 日

長崎県公安委員会

印

長崎県公安委員会達第 号 年 月 日	
住所	殿
長崎県公安委員会 印	
合格の決定取消し通知書	
道路交通法第97条の3第1項の規定により、あなたが 年 月 日 に受験された免許の試験の合格の決定を取り消したので通知します。	
運転免許の種類	
免許証の番号	
理由	
<p>この処分に不服がある方は、行政不服審査法に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に長崎県公安委員会に対し審査請求をすることができます。</p> <p>また、行政事件訴訟法に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、長崎県を被告として（代表者は長崎県公安委員会となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することもできます。</p> <p>なお、行政事件訴訟法に基づき、この処分の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。</p>	

別記様式第36号の2（第40条関係）

住所		長崎県公安委員会達第		号
		年	月	日
		殿		
		長崎県公安委員会		印
運転免許試験の受験停止処分通知書				
道路交通法第97条の3第3項の規定により、下記のとおり運転免許試験の受験停止処分を決定したので通知します。				
処分の内容	受験停止	年	月	日から
		年	月	日まで
				日間
処分の理由				
<p>この処分に不服がある方は、行政不服審査法に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に長崎県公安委員会に対し審査請求をすることができます。</p> <p>また、行政事件訴訟法に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、長崎県を被告として（代表者は長崎県公安委員会となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することもできます。</p> <p>なお、行政事件訴訟法に基づき、この処分の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。</p>				

別記様式第37号（第41条関係）

<p>運 転 免 許 証 受 領 書</p> <p>年 月 日</p> <p>長崎県公安委員会 殿</p> <p>受領者氏名</p>	
受領した免許種別	免許
手 数 料 欄	

長公委（ ）第 号
年 月 日

住所

様

長崎県公安委員会

印

臨時適性検査通知書

道路交通法 〇〇に規定する適性検査を、下記のとおり実施いたします。

なお、この通知を受け、やむを得ない理由なく適性検査を受けない場合は、

運転免許の 取消し 効力の停止 の処分を受けることとなります。

適性検査を行う理由	
適性検査を行う期日	
適性検査を行う場所	
その他必要な事項	
備 考	

備考 運転免許を受けた方がやむを得ない理由のため適性検査を受けなかったと認められる場合には、運転免許の取消し又は停止の処分を受けることはありません。

長崎県公安委員会達第 号
年 月 日

住所

殿

長崎県公安委員会

印

適性検査受検命令書

道路交通法 の規定により、下記のとおり適性検査の受検を命じます。

なお、この命令に違反して、適性検査を受けない場合は、

拒否又は保留
取消し又は効力の停止
の処分を受けます。
運転免許の 保 留 停 止

適性検査を行う理由	
適性検査を行う期日	
適性検査を行う場所	
その他必要な事項	
備 考	

備考 適性検査を受けない場合の運転免許の「拒否又は保留」又は「取消し又は効力の停止」については、やむを得ない理由のため適性検査を受けなかったと認められる場合には、それぞれ「保留」又は「効力の停止」の処分を受け、その他の場合にはそれぞれ「拒否」又は「取消し」の処分を受けることとなることを意味します。

長崎県公安委員会達第 号
年 月 日

住所

殿

長崎県公安委員会

印

診断書提出命令書

道路交通法 の規定により、下記のとおり

道路交通法施行規則 第18条の4第2項
第29条の3第4項 に規定する要件を満たす医師の
第29条の5第2項

診断書の提出を命じます。

なお、この命令に違反して、診断書を提出しない場合は、

拒否又は保留
保留
運転免許の 取消し又は効力の停止 の処分を受けることとなります。
停止

診断書の提出を命ずる理由	
診断書の提出期限	
その他必要な事項	
備考	

- 備考 1 診断書を提出しない場合の運転免許の「拒否又は保留」又は「取消し又は効力の停止」については、やむを得ない理由のため診断書を提出しなかったと認められる場合には、それぞれ「保留」又は「効力の停止」の処分を受け、その他の場合にはそれぞれ「拒否」又は「取消し」の処分を受けることとなることを意味します。
- 2 道路交通法施行規則第18条の4第2項、第29条の3第4項又は第29条の5第2項に規定する要件とは、主治医が作成し、処分の事由に該当しないと認められるかどうかに関する当該医師の意見が記載されているものであることです。

臨時適性検査通知書

長公委（ ）第 号
年 月 日

住所

殿

長崎県公安委員会 印

あなたは、認知機能検査等の結果、「認知症のおそれがある」との判定を受けたことから、道路交通法第102条第 項の規定による臨時適性検査（認知症の専門医による診断）を受けていただくことになりましたので、通知します。

この通知を受け、やむを得ない理由なく臨時適性検査を受けない場合は、
拒否
運転免許の 保 留 の処分を受けることとなりますので、御注意ください。
取り消し
効力の停止

適性検査を行う理由となった認知機能検査等の結果	
適性検査の期日	
適性検査の場所	
備考	

- ※ 道路交通法第102条第4項の規定による適性検査に係る通知を受けた方が、認知症の検査及び診断の結果が記載された専門医又は主治医（かかりつけ医）の診断書を提出した場合には、臨時適性検査（認知症の専門医による診断）を受ける必要はありません。
- ※ 診断書を提出する場合は、年 月 日までに、長崎県警察本部運転免許管理課 係に提出してください。
- ※ この通知について、不明な点がある場合には、長崎県警察本部運転免許管理課 係までお問い合わせください。

長崎県警察本部運転免許管理課
住所
電話

診 断 書 提 出 命 令 書

長崎県公安委員会達第 号
年 月 日

住 所

殿

長崎県公安委員会 印

あなたは、認知機能検査等の結果、「認知症のおそれがある」との判定を受け、認知症のおそれ（疑い）があることから、道路交通法第102条第 項の規定により、下記のとおり、道路交通法施行規則第29条の3第3項に規定する要件を満たす医師の診断書（認知症の専門医又は主治医（かかりつけ医）が作成した診断書であって、診断に係る検査の結果及び認知症に該当しないと認められるかどうかに関する当該医師の意見が記載されているもの）を提出していただくようお願いいたします。

なお、やむを得ない理由なく診断書を提出しない場合は、

が 拒 否 さ れ る
 運転免許 が 保 留 さ れ る こととなりますので、御注意ください。
 が 取 り 消 さ れ る
 の効力が停止される

また、提出された診断書が上記の要件（認知症の専門医又は主治医（かかりつけ医）が作成した診断書であって、診断に係る検査の結果及び認知症に該当しないと認められるかどうかに関する当該医師の意見が記載されているもの）を満たさない場合、上記の運転免許の行政処分を行うか、改めて臨時適性検査又は診断書提出命令を行うこととなりますので、御注意ください。

診断書の提出を命ずる理由となった認知機能検査等の結果	
診断書の提出期限	
診断書の提出先	
備 考	

※ この通知について、不明な点がある場合には、長崎県警察本部運転免許試験場までお問い合わせください。


長崎県警察本部運転免許試験場 係
住所
電話

長公委（運免）第 号
年 月 日

〒 -

様

相談終了番号
第 号

長崎県公安委員会 

安全運転相談終了書

相談終了日	年 月 日
相談場所	<input type="checkbox"/> 運転免許管理課 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> []
相談者	住所
	氏名
	生年月日
受けようとする免許	
現に受けている免許	有・無
相談の内容	<input type="checkbox"/> 医学的な安全運転相談 <input type="checkbox"/> 身体の障がいに係る安全運転相談 <input type="checkbox"/> 体幹 <input type="checkbox"/> 上肢 <input type="checkbox"/> 下肢 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> その他
運転する場合の必要な条件	
相談結果	<p style="text-align: right;">長崎県警察本部運転免許管理課 運転免許試験場 安全運転相談係 電話 0957-53-2128（内線 ）</p>

※ 今後、長崎県公安委員会に対し運転免許の申請又は運転免許の更新の申請をされる場合は、この終了書を持参してください。

別記様式第39号（第43条関係）

臨時適性検査申出書			
長崎県公安委員会 殿		年 月 日	
フリガナ		連絡先	() -
氏名			
免許証の写し			
申出を行う理由			

別記様式第40号（第45条の2 関係）

<p>運 転 経 歴 証 明 書 交 付 申 請 書</p> <p>年 月 日</p> <p>長崎県公安委員会 殿</p> <p>申請者氏名</p> <p>連絡先</p>	
<p>手数料欄</p>	

別記様式第41号（第45条の2関係）

運転経歴証明書(再交付)申請書・記載事項変更届出書(登録票)

申請日 年 月 日

※太枠の欄、変更した事項の記載をしてください。
 なお、申請取消と同時の場合この申請書の作成の必要はありません。
 再交付の場合は申立書の記載をお願いします。

免許証写真
 6ヶ月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3cm×横2.4cm線なしの鮮明な写真で、裏面に撮影年月日、氏名を記載したもの

※この用紙は折り曲げないでください

受理署	長崎県公安委員会 殿		
受付者	区 分		
	<input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 再交付 (<input type="checkbox"/> 亡失・滅失等、 <input type="checkbox"/> 旧経歴証明書有り) <input type="checkbox"/> 記載事項変更		
	フリガナ 氏 名	生年月日 昭和 平成 年 月 日	性別
	住 所	携 帯	自 宅
電話番号			性別 男 女

記載事項変更届 変更したい情報	新フリガナ	新 生 年 月 日	性別
	新 氏 名		男 女
	新 住 所	市 郡	

申 立 書

私は運転経歴証明書を亡失・滅失したので再交付申請を行います。
 私は運転経歴証明書が破損したので再交付申請を行います。
 その他()

私は、不正に再交付を受けて運転経歴証明書を2通持つことが禁止されていることや、亡失・滅失した運転経歴証明書を発見した時には、速やかに返納しなければならないことは知っています。
 これに違反しないことを誓います。 氏 名 _____

氏名・生年月日	年 月 日
本籍・国籍	
住 所	
交 付	年 月 日 年 月 日まで有効
免許の条件等	
免許証番号 第	号
免許年月日	年 月 日
第一種 二小原 免 許 その他	年 月 日
第二種免許	年 月 日
	大 中 準 普 大 普 小 原 大 中 大 けん 型 型 型 通 自 自 付 型 型 通 特 引 二

旧免許番号	申請取消日	年 月 日
-------	-------	-------